

消費生活相談員に関する現況調査(令和2年7月調査)

	調査内容	A市	B市	C市	D市	E市
1	消費者行政に関する条例・規則・要綱の有無	・市消費生活センター条例 ・市消費生活センター条例施行規則	・市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例 ・市消費生活センターの設置及び運営に関する規則	・市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例 ・市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則	・市消費生活センターに関する条例 ・市消費生活センターに関する条例施行規則	・市消費生活センター条例 ・市消費生活センター規則
2	相談員数	5人	2人	2人	4人 (交代制で2人/日以上勤務)	5人 (交代制2人/日)
3	雇用形態	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)	第1号会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)
	・任用期間	令和2年4月から最長2回更新の計3年間を上限として雇用	1年間(年齢制限なし)	1年間(但し、64歳に達した日以後の最初の3月31日まで延長有)	1年間	令和2年4月から最長2回更新の計3年間を上限として雇用
4	雇用(採用)条件					
	・勤務時間	休日及び12月29日～1月3日の間を除く月曜日～金曜日の午前9時～午後5時15分(相談受付は4時00分まで) * 休憩:12時～12時45分	休日及び12月29日～1月3日の間を除く月曜日～金曜日の中で3日間 午前10時～午後4時 休憩:正午～午後1時	年末年始及び市の休日を除く、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時の間で6時間(相談受付は午前9時～午後4時)	休日及び12月29日～1月3日の間を除く月曜日～金曜日の午前10時～午後4時 * 休憩:12時～12時45分	金・土・日・祝日・年末年始を除く月～木曜日の午前10時～午後4時(新規相談受付:午後3時半まで) ※休憩:正午～午後1時
	・勤務時間	休日及び12月29日～1月3日の間を除く月曜日～金曜日の午前9時～午後5時15分(相談受付は4時00分まで) * 休憩:12時～12時45分	休日及び12月29日～1月3日の間を除く月曜日～金曜日の中で3日間 午前10時～午後4時 休憩:正午～午後1時	年末年始及び市の休日を除く、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時の間で6時間(相談受付は午前9時～午後4時)	休日及び12月29日～1月3日の間を除く月曜日～金曜日の午前10時～午後4時 * 休憩:12時～12時45分	金・土・日・祝日・年末年始を除く月～木曜日の午前10時～午後4時(新規相談受付:午後3時半まで) ※休憩:正午～午後1時
	・報酬、給与、賃金等	月給制 賞与有り	日給制	月給制	時給制 別途通勤手当あり	時給制
	・直近の報酬等の改定時期及び改定前の金額	[改訂]令和2年4月	[改訂]令和2年4月	[改訂]令和2年4月	[改訂]令和2年4月	[改訂]令和2年4月
参考	令和元年度相談件数	2,260	278	680	446	744

	調査内容	F市	G市	H市	生駒市
1	消費者行政に関する条例・規則・要綱の有無	・市消費生活センター条例 ・市消費生活センター条例施行規則	・市消費生活相談員設置規則	・市消費生活センター条例 ・市消費生活センター条例施行規則	・生駒市消費者保護条例 ・生駒市消費者保護規則 ・生駒市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例 ・生駒市消費生活センターの組織及び運営等に関する規則 ・消費生活相談員取扱要綱
2	相談員数	3人 (シフト制で2人/日 勤務)	2人	2人(1人/日) 交代制で週4日開所 内2日ずつ勤務)	4人 (交代制で2人/日 以上勤務)
3	雇用形態	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)
	・任用期間	1年間(更新上限は65歳に達した日以後における最初の3月31日まで)	令和2年4月から最長4回更新の計5年間を上限として雇用	令和2年7月1日～令和3年3月31日まで	1年間(令和2年4月から最長4回更新の計5年間を上限として雇用)
4	雇用(採用)条件 ・勤務時間	月・火・水・金曜日(土日・祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00 休憩:出勤している2人のうち1人は12:00～13:00に、もう1人は12:30～13:30に	12月29日～1月3日の間を除く木曜日(休日の場合は変更)の午前9時～午後4時	午前10時から午後4時	休日及び12月29日～1月3日の間を除く月曜日～金曜日の午前9時～午後5時15分(相談受付は4時30分まで) * 休憩:12時～12時45分
	・勤務時間	月・火・水・金曜日(土日・祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00 休憩:出勤している2人のうち1人は12:00～13:00に、もう1人は12:30～13:30に	12月29日～1月3日の間を除く木曜日(休日の場合は変更)の午前9時～午後4時	・午前10時から午後4時まで(相談受付:午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	休日及び12月29日～1月3日の間を除く月曜日～金曜日の午前9時～午後5時15分(相談受付は4時30分まで) * 休憩:12時～12時45分
	・報酬、給与、賃金等	時間給制 ※令和3年度より通勤手当支給予定	日給制	時給制	月給制 賞与有り
	・直近の報酬等の改定時期及び改定前の金額	[改訂]平成21年4月	[改訂]令和2年4月		[改訂]令和2年4月
参考	令和元年度相談件数	325	54	281	1,317

消費生活相談処理結果別件数

	生駒市			県下全センター(相談窓口を含む)		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受付件数	1,266	1,400	1,317	11,310	11,571	10,757
他機関紹介	15	17	15	456	386	420
助言(自主交渉)	931	1,013	962	8,050	8,287	7,398
情報提供	178	221	168	1,264	1,327	1,383
斡旋解決	98	96	108	1,060	880	977
斡旋不調	8	6	9	115	75	98
処理不能	10	10	17	83	110	137
処理不要	26	36	38	282	281	321

(令和2年7月31日現在)

- 他機関紹介: 相談内容が消費生活センターの所掌でない等のため、所管する他機関を紹介して終了
- 助言(自主交渉): 相談者の求めに応じ、解決に向けて助言等を行い、本人が交渉することとなって終了
- 情報提供: 相談内容に対し、他の事例等から情報を伝えて終了
- 斡旋解決: 本人に代わって事業者との交渉を行い、解決して終了
- 斡旋不調: 本人に代わって事業者と交渉したが、解決に至らず終了
- 処理不能: 相手方事業者が倒産等で連絡できない、相談者と連絡が取れなくなった 等
- 処理不要: 相談者が途中で取り下げた、一方的に言いたいことだけ言って助言する暇がなかった 等

相談内容別件数

内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
詐欺	420	558	361
架空請求	355	451	236
インターネット通販	211	196	232
解約	197	198	245
家庭訪販	82	69	89
クレーム処理	72	96	111

※ 相談内容によって複数の項目に該当するものがあるため、相談件数とは一致しない。

- 詐欺: 還付金詐欺、融資詐欺、架空請求ハガキ、パソコン・携帯への身に覚えのないメール 等
- 架空請求: 架空請求ハガキ、パソコン・携帯への身に覚えのないメール 等
- インターネット通販: ネットで購入した商品が違う、オンラインゲーム料金に関する相談 等
- 解約: 新聞の長期契約を解約したい、契約したがクーリング・オフしたい 等
- 家庭訪販: 排水の点検をする、格安で屋根修理をしようと言ってきたがどうか? 等
- クレーム処理: 店舗、従業員、商品等に対するクレームに対する対応が悪い 等

名称	配置場所	配置人数	金額	単位	予算額	内容	資格
学校事務	教育総務課	3	5,950	/日	4,373,250	7時間勤務	
適応指導教室指導員	適応指導教室 (教育支援施設)	1	7,000	/日	1,029,000	不登校児童生徒への対応	教員免許
		2	188,700	/月	4,528,800		
外国語指導助手(ALT)	小学校	6	14,700	/日	12,054,000	小中学校における英語教育の推進のためALTを配置	
	中学校	2	14,700	/日	5,880,000		
特別支援員	小中学校	26	5,610	/日	29,172,000	配慮が必要な児童生徒への対応	
学校図書館司書	小中学校	19	6,090	/日	16,546,530		学校司書
用務員	小中学校	19	5,950	/日	25,389,146	用務員業務	
給食配膳員	小学校	8	837	/時間	2,517,696	勤務は1日2時間	
ことばの教室講師	生駒小	3	203,700	/月	7,333,200		教員免許
小学校常勤講師(担任)	小学校1年生30人程度 学級	3	271,800	/月	9,784,800	30人程度学級担任講師として雇用	教員免許
中学校非常勤(教科補充)	中学校	15	8,000	/日	14,400,000	教科で不足している時数を補充するため講師を雇用	教員免許
教育指導員	教育指導課(教育支援 施設含む)、生涯学習 課、人権施策課	14	141,000	/月	23,688,000	校長経験者を雇用	教員免許

令和2年5月1日現在 児童・生徒数一覧表

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
生 駒	4	3	3	2	3	4	8	27
	(13)	(3)	(8)	(3)	(5)	(1)		
	103	103	100	72	94	96	33	601
生駒南	2	2	2	2	2	2	6	18
	(8)	(4)	(3)	(4)	(1)	(4)		
	58	66	68	66	70	67	24	419
生駒北	1	1	1	1	1	1	4	10
	(1)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	17	22	31	18	28	23	8	147
生駒台	4	3	3	4	4	5	8	31
	(6)	(8)	(6)	(3)	(7)	(6)		
	119	105	113	136	123	150	36	782
生駒東	3	3	3	3	3	3	5	23
	(4)	(2)		(4)	(2)	(5)		
	86	83	90	97	88	102	17	563
真 弓	4	3	3	4	4	3	5	26
	(3)	(7)	(4)	(4)	(2)	(2)		
	124	103	102	112	119	94	22	676
俵 口	3	2	3	3	2	3	4	20
	(3)	(1)	(1)	(5)	(1)	(7)		
	71	64	81	88	72	88	18	482
鹿ノ台	3	3	3	3	3	3	5	23
	(5)	(2)	(4)	(4)	(5)	(1)		
	84	97	92	104	97	109	21	604
桜ヶ丘	4	4	3	4	3	4	4	26
	(4)	(4)		(6)	(2)	(1)		
	128	112	104	129	103	118	17	711
あすか野	5	5	4	5	5	5	7	36
	(5)	(6)	(3)	(3)	(5)	(3)		
	141	166	147	158	171	155	25	963
壺 分	5	4	4	3	4	4	6	30
	(4)	(6)	(7)	(5)	(1)	(3)		
	132	117	128	109	128	117	26	757
生駒南第二	1	2	1	1	1	2	3	11
	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(1)		
	26	40	30	33	36	37	9	211
合 計	39	35	33	35	35	39	65	281
	(57)	(47)	(39)	(44)	(34)	(35)		
	1,089	1,078	1,086	1,122	1,129	1,156	256	6,916
	1,146	1,125	1,125	1,166	1,163	1,191		

中学校	1年	2年	3年	特支	合計
生 駒	5	5	6	3	19
	(2)	(1)	(4)		
	177	178	181	7	543
生駒南	2	2	2	2	8
	(4)	(2)	(1)		
	47	61	59	7	174
生駒北	1	1	2	1	5
			(1)		
	26	26	34	1	87
緑ヶ丘	5	5	5	2	17
	(2)	(6)	(5)		
	182	173	153	13	521
鹿ノ台	2	3	3	3	11
	(1)	(2)	(3)		
	81	88	101	6	276
上	6	6	6	4	22
	(2)	(3)	(3)		
	220	227	207	8	662
光 明	4	4	4	3	15
	(2)	(2)	(2)		
	128	149	116	6	399
大 瀬	5	5	5	3	18
	(5)	(4)	(4)		
	162	182	166	13	523
合 計	30	31	33	21	115
	(18)	(20)	(23)		
	1,023	1,084	1,017	61	3,185
	1,041	1,104	1,040		

上段:クラス数(実学級数)

中段()数:特別支援学級在籍児童・生徒数(外数)

下段:児童・生徒数

令和 2 年度 事務事業の見直し（第 1 回）資料 教育指導課

2020.9.16

●ALT 活用の根拠

学習指導要領において、外国語教育における人材確保についての記述がある。児童生徒の英語教育を充実させるために、教育委員会として、ネイティブ・スピーカーなどの英語が堪能な地域人材を確保し、各学校が効果的な人材活用が図れる体制を整備する必要がある。

（以下、学習指導要領（平成 29 年告示）より一部抜粋）

小学校学習指導要領 （P 159、P 173）

第 2 章 第 10 節 外国語 第 2 の 3 指導計画の作成と内容の取扱い キ および

第 4 章 外国語活動 3 指導計画の作成と内容の取扱い キ

学級担任の教師又は外国語を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編 （P 48-49）

～ 外国語活動を実施する際に、児童に活発なコミュニケーションの場を与えたり、様々な国や地域の文化を理解させるなど、国際理解教育の推進を測ったりするためには、指導者に、ある程度英語をはじめとする外国語を聞いたり話したりするスキルや、様々な国や地域の文化についての知識や理解が求められる側面もあることから、ネイティブ・スピーカーや、外国生活の経験者、海外事情に詳しい人々、外国語が堪能な人々の協力を得ることも必要と考えられる。 （略）

～授業における英語を用いた具体的な活動の場面では、児童が生きた英語に触れる機会を充実させるため、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な人々とのコミュニケーションを取り入れ、学級担任

NO. 20 市費講師等の適正配置

の教師又は外国語活動を担当する教師とチーム・ティーチングを行いながら指導することで、児童の英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする意欲を一層高めることにもなると考える。(略)

～教育委員会においては、校区を超えて地域人材を確保し、各学校において効果的に活用が図れるよう体制整備を進めるなど、学校を支援するシステム構築に努めることが求められる。

中学校学習指導要領 (P 151)

第2章 第9節 外国語 3 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

中学校学習指導要領解説 外国語編 (P 90-91)

～指導体制の充実や指導方法の工夫として、(略)生徒が生きた外国語に触れる機会を一層充実するため、教員やALT等として、積極的に「ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る」ことを示したものである。生徒がネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などとコミュニケーションを通して、標準的な英語音声に接し、正確な発音を習得したり、英語で情報や自分の考えを述べたりするとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されること重要である。(略)

～教育委員会としても、校区を超えて地域人材を確保し、各学校において効果的に活用が図れるよう体制整備を進めるなど、学校を支援するシステム構築に努める必要がある。

● 全国的な小学校5・6年生の外国語教育においてALTが活用されている時数の割合の推移

小学校高学年でのALTの活用割合が年々増加している傾向がある。

・ALTを授業で活用した時数の割合の推移



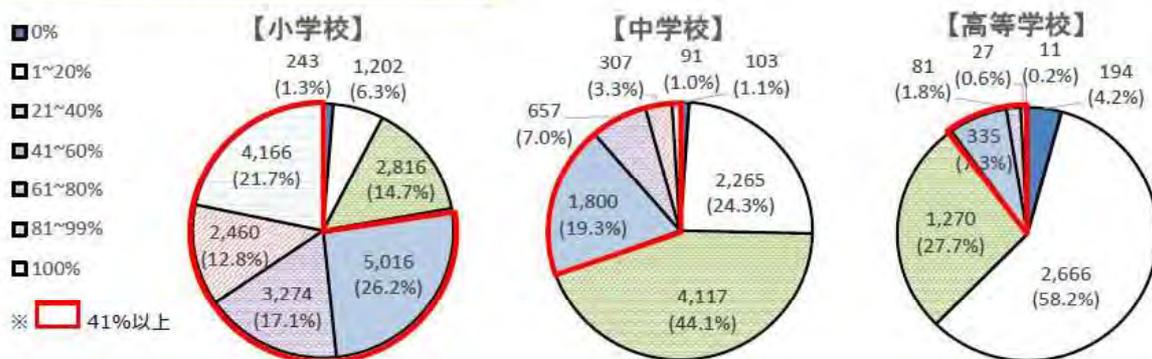
※小学校5・6年生の外国語教育においてALT(JETプログラム、自治体の直接任用、労働者派遣契約、請負契約によるALT)が活用されている時数の割合。
 ※H29年度：小学校5年生(71.4%)、小学校6年生(71.4%)
 ※「総合的な学習の時間」や「特別活動」において外国語に触れる時間は含まない。

(文部科学省 平成30年度「英語教育実施状況調査」概要P2より)

● 全国的な外国語指導助手 (ALT) 等の活用状況

ALTを活用した時数の割合は、小学校ほど高く、学校種が上がるにつれて下がる傾向がある。授業時数の40%より多くALTを活用する割合が、小学校では7割以上、中学校では3割程度である。

ALTを授業で活用する時数の割合の分布



(文部科学省 令和元年度「英語教育実施状況調査」概要P19より)

● A L T 活用について (近隣他市ヒアリングより)

- ・小3～中3において、1クラスあたり年間15時間程度のA L T活用計画を立てている市が多い。
- ・小1、2については、A L T活用は各学校の外国語活動の取組内容によって違いがある。生駒市は英語教育に力を入れており、低学年に関しても年間10時間分のALTとの外国語活動カリキュラムを作成している。

● 生駒市学校教育の目標

目標「生駒を愛し、21世紀を生き抜く力を身につけた、やさしくたくましい子どもの育成」に向けて、重点課題と具体的な取組を設定し、取り組んでいる。

小学校および中学校の重点課題②：グローバス時代に対応した英語教育の推進

小学校の具体的な取組②：ALT、わくわくイングリッシュサポーターを有効に活用し、1年生から英語の楽しさを感じられる取組を行い、小・中学校9年間を通した系統的な英語教育カリキュラムを実施する。

中学校の具体的な取組②：ALTの協力による英語教育を推進し、異文化に慣れ親しむ活動等を通して国際感覚を育成する。また、小・中学校9年間を通した系統的な英語教育カリキュラムを実施、中学校卒業時に目指す子どもの姿の実現を図る。

(「生駒市学校教育の目標」令和2年度 生駒市教育委員会 より)

●生駒市【中学校卒業時の目指す子どもの姿】

生駒市教育委員会は、平成 31 年 1 月に「生駒市英語教育カリキュラム」を作成した（令和 2 年 6 月改訂）。このカリキュラムに沿って、小中学校 9 年間における生駒市の英語教育推進を図っている。このカリキュラムの中で、中学校卒業時の目指す子どもの姿を以下のように目標として掲げている。

【中学校卒業時の目指す子どもの姿】

1. 自分の夢や学び育った生駒について、英語で伝えることができる
2. 日常生活の身近な事柄について、英語で伝え合うことができる
3. 意欲的に国際交流に関わり、自ら進んで英語でコミュニケーションを図ることができる

この目標を達成するための、ひとつの手立てとして、ALT 活用計画を以下のようにしている。

●生駒市の ALT 活用計画（配置時間）

小学校 1・2 年生	外国語活動	年間 10/10 時間
3・4 年生	外国語活動	年間 16/35 時間
5・6 年生	外国語	年間 16/70 時間
中学校 1～3 年生	外国語	年間 15/140 時間

（生駒市英語教育カリキュラムより）

本年度の ALT 活用計画は昨年度と同じ時間数の配置である。しかし、本年度から小学校の新学習指導要領に基づき、小学校 5・6 年生の外国語の授業数が増えたため、ALT を活用できる時数の割合としては減っている。特に小学校からは、さらに ALT の配置日数を増やして欲しいという声がある。

●全国学力・学習状況調査における生駒市立学校の調査結果について

平成19年度より行われている全国学力・学習状況調査で、昨年度初めて、教科に関する調査の一つとして「英語」が中学校3年生向けに実施された。

	英語（正答率）
生駒市	63.0
奈良県	56.0
全国	56.0

（平成31年度 全国学力・学習状況調査における

生駒市立学校の調査結果について より）

平均正答率が奈良県・全国を大きく上回っている。これは、小中学校9年間を通した生駒市英語教育カリキュラムを作成し、小学校1・2年生では生駒市独自の英語教材を活用し、低学年からの外国語活動に力を入れてきたこと、幼稚園や保育園からALTを配置し自然な英語に接する機会を増やしてきたことなど、平成21年度からの10年間で市独自の取組の成果が顕著に表れたものだと考えられる。

NO.3 自然エネルギー活用補助金・共同住宅共用部LED化補助金

自然エネルギー活用補助金

令和元年度 予算 ¥2,000万

システム	件数	補助合計金額	備考
エネファーム	240	¥12,000,000	1件5万円
太陽光	53	¥4,624,000	合計太陽光出力268.1kW kw×2万(上限10万)
HEMS	28	¥280,000	1件1万円
蓄電池	67	¥3,553,000	合計蓄電容量437.7kWh kwh×1万(上限6万)
V2H	1	¥50,000	1件5万円
合計	389	¥20,507,000	

平成30年度 予算 ¥2,456万

システム	件数	補助合計金額	備考
エネファーム	222	¥15,540,000	1件7万円
太陽光	76	¥6,706,000	合計太陽光出力379.4kW kw×2万(上限10万)
HEMS	26	¥260,000	1件1万円
蓄電池	43	¥2,192,000	合計蓄電容量253.8kWh kwh×1万(上限6万)
V2H	0	¥0	1件5万円
合計	367	¥24,698,000	

平成29年度 予算 ¥2,590万

システム	件数	補助合計金額	備考
エネファーム	197	¥13,790,000	1件7万円
太陽光	102	¥8,668,000	合計太陽光出力476.3kW kw×2万(上限10万)
HEMS	31	¥620,000	1件2万
蓄電池	40	¥3,136,000	合計蓄電容量237.6kWh kwh×2万(上限8万)
V2H	0	¥0	1件5万
合計	370	¥26,214,000	

平成28年度 予算 ¥2,290万

システム	件数	補助合計金額	備考
エネファーム	202	¥20,200,000	1件10万円
太陽光	117	¥9,304,000	合計太陽光出力522.4kW kw×2万(上限10万)
HEMS	31	¥620,000	1件2万円
蓄電池	38	¥3,624,000	合計蓄電容量213.5kWh kwh×2万(上限10万)
V2H	1	¥50,000	1件5万
合計	389	¥33,798,000	

LED実績

年度	件数	支出合計	予算額	受付終了日
令和元年度	16件	3,485,000	4,000,000	
平成30年度	10件	3,875,000	4,000,000	2018/6/29
平成29年度	12件	3,988,000	4,000,000	2017/10/18
平成28年度	15件	3,682,000	4,000,000	

令和2年度 生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金

申請の手引き

生駒市は、地球温暖化の防止及び災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築のため、創エネルギー・省エネルギーシステムの設置費用を補助します。

*補助の対象となるシステムは下記の5つです。

- ・ 太陽光発電システム
- ・ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- ・ 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）
- ・ 家庭用リチウムイオン蓄電システム
- ・ V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム

【問合せ先・提出先】

生駒市役所 地域活力創生部 SDGs推進課

〒630-0288 生駒市東新町8番38号 TEL 0743(74)1111（内線379）

受付期間（全補助対象システム共通）

令和2年5月15日（金）から令和3年3月31日（水）

（午前8時30分から午後5時15分）

※なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（令和2年12月29日～令和3年1月3日）は閉庁のため除きます。

※受付期間内であっても、補助金の交付額が予算の範囲を超えた場合、その日をもって受付を終了します。

太陽光発電システム

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値が 2kW以上10kW未満のものであること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを住宅の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りで連系し、令和2年3月1日以降に電力会社と電力受給契約※を行う者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 住宅への設置者

市内の自ら所有し又は居住する住宅（店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。以下「住宅」という。）に補助金の交付対象となる補助対象システムを設置した者

(2) 対象システム付住宅の購入者

建売住宅供給者等から市内にある補助対象システム付住宅を購入し、発電した電力を自らの住戸の部分で使用する者

(3) 分譲共同住宅（共用部分での使用）への設置者

市内の分譲共同住宅に補助対象システムを設置し、発電した電力を共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者

(4) 上記(1)から(3)以外の建築物等への設置者

市内の自ら所有する上記(1)から(3)以外の建築物等に補助対象システムを設置した者（国及び地方公共団体は除く。）

※電力会社との電力受給契約に関する書類（「電力受給契約のご案内」）の受給開始日が令和2年3月1日以降であるものが対象となります。

3 補助金の額

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値 1kW当たり2万円（上限10万円）

※kW表示で小数点以下2桁目を切捨て。

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が交付する補助金（以下「国補助金」という。）の補助対象システムとして指定されている機器であること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（ただし、住民登録地と同一であること。また、店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。）に設置し、かつ、国補助金の額の確定通知を令和2年3月1日以降に受けている者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者
- (2) 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者

3 補助金の額

1件当たり5万円

住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。
- (3) HEMSを設置した住宅の電力使用量を計測、蓄積し、専用モニター等により表示できる等の「見える化」が実現できるものであること。
- (4) 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備（以下「蓄エネルギー設備」という。）を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。
- (5) 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量、充電量等の情報を取得又は計測できるものであること。
- (6) 電力使用量に関する情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）を行うことができるものであること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（ただし、住民登録地と同一であること。また、店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。）に令和2年4月1日以降に設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者
- (2) 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者

3 補助金の額

設置に要する費用の額（千円未満切捨て。上限1万円）

家庭用リチウムイオン蓄電システム

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。
- (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブが行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業」の補助対象機器として認められたもの又は同等以上の機能を有すると市長が認めるもの。
- (4) 蓄電容量が1.0kWh以上であること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（ただし、住民登録地と同一であること。また、店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。）に令和2年4月1日以降に設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者
- (2) 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者

3 補助金の額

蓄電容量 1kWh 当たり 1万円（上限6万円）

※kWh表示で小数点以下2桁目を切捨て。

V2Hシステム

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。
- (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象となる充電設備として登録されているもの又は同等以上の機能を有すると市長が認めるもの。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（ただし、住民登録地と同一であること。また、店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。）に令和2年4月1日以降に設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者
- (2) 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者

3 補助金の額

1件当たり5万円

補助金の交付対象者とならない人（全補助対象システム共通）

下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者になりませんので、ご了承ください。

- 市税を滞納されている人（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている人を含む）。
- 申請を行おうとする補助対象システムについて、同一の世帯にある人が過去において補助金の交付を受けられている人。
- 申請を行おうとする補助対象システムについて、生駒市からの他の補助金の交付を受けられている人。

※なお、他機関の補助制度との併用は可能です。

申請に必要な書類

全ての補助対象システムで必要となる書類と、申請を行おうとする補助対象システムで必要となる書類があります。

補助対象システム	必要書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号） 2 宣誓書（様式第2号） 3 補助対象システムの設置に係る工事請負契約書（補助対象システムが設置された新築住宅を購入した場合は、売買契約書）の写し <u>※契約書で補助対象システムの設置に関する事項が確認できない場合は、見積書その他契約に補助対象システムが含まれることが確認できる書類を添付してください。</u> 4 その他市長が必要と認める書類

<p>太陽光発電システム</p>	<p>1 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し</p> <p>2 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真 (1) 太陽電池モジュールの設置がわかる写真 (2) 補助対象システムを設置した住宅の全景 (3) パワーコンディショナの設置がわかる写真 (4) パワーコンディショナの製造業者、品番が分かる写真</p> <p>3 電力会社との電力受給契約に関する書類の写し ※交付申請の受付期間内に添付できない場合は、上記書類に代えて次の書類全てを提出してください。 (1) 再生可能エネルギー発電事業計画についての国の認定通知書の写し (2) 電力会社の電力系統への発電設備の連携が完了に関する申立書(様式第8号) (3) 余剰電力販売用の電力量計のカラー写真(2種類) ・電力量計の設置がわかる建物全景写真 ・余剰電力販売用の電力量計であることが読み取れる近接写真</p> <p>※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値を確認します。当該書類で確認ができない場合は、上記の値が記載されている書類を提出してください。</p> <p>4 補助対象システムの竣工検査の試験記録書(様式第3号)及び出力試験の値が読み取れるカラー写真</p> <p>5 下記に該当する場合は記載している書類が必要です。 <u>(1) 分譲共同住宅(共用部分での使用)への設置者で管理組合の代表者</u> 管理組合の規約及び役員名簿並びに代表者の住民票の写し(3ヶ月以内のもの) <u>(2) 住宅以外の建築物(事業所等)への設置者で生駒市外の個人</u> 宣誓書と住民票の写し(3ヶ月以内のもの) <u>(3) 住宅以外の建築物(事業所等)への設置者で法人</u> 宣誓書と法人の登記事項証明書の写し</p>
<p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)</p>	<p>1 国補助金の額確定通知書と取得財産等管理台帳の写し ※<u>交付申請の受付期間内に添付できない場合は、上記書類に代えて次の書類全てを提出してください。</u> (1) 国補助金の補助事業完了報告書(兼取得財産等明細書)の写し(全3枚) (2) 設置した補助対象システムのカラー写真(2種類) ・補助対象システムの設置がわかる全景写真 ・製造業者、型式、製造番号が読み取れる近接写真</p>

住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	1 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し
家庭用リチウムイオン蓄電システム	2 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真 (1) 補助対象システムの設置が分かる写真 (2) 補助対象システムの製造業者、品番、製造番号が分かる写真※ ※製造業者、品番、製造番号が分かる写真が撮れない場合は、保証書又は出荷証明書を提出してください。
V2Hシステム	3 補助対象システムであることが分かる資料（カタログ、パンフレット等）

手続きの流れ

（全補助対象システム共通）

1 申請書類の提出

申請に必要な書類を揃えて、生駒市役所 2 階 SDGs 推進課（22 番窓口）へ直接お申し込みください。ただし、5 月末までは郵送でも受付いたします。

※事務手続きに関して、第三者の代行が可能です。

2 審査

書類を審査し、補助金交付の可否を決定します。

3 交付決定又は不交付決定の通知

(1) 補助金の交付を決定し額を確定したときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 4 号）により交付申請者に通知します。

(2) 不交付と決定したときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により交付申請者に通知します。

4 補助金の請求

交付申請者は、補助金交付決定兼確定の通知を受けたときは、生駒市創エネ・省エネシ

システム普及促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長が定める日までにSDGs推進課へ提出してください。（郵送可）

※請求書に記入する振込先の口座は申請者ご本人の口座を記入してください。

※申請書と同一の印鑑をご使用ください。

5 補助金の交付

補助金交付請求書が提出されてから30日以内に、補助金交付請求書に記載されている指定口座に補助金を振り込みます。

※郵送で請求書を提出した場合は、SDGs推進課に到着した日から30日以内の振り込みとします。

6 補助金受領

指定の口座に入金があるか確認してください。

備考

○補助対象システム設置後に申請してください。

○複数の補助対象システムを申請しようとするときは、同時申請が可能です。同時申請をする場合、重複する書類（契約書等）は1部のみ提出でかまいません。

○申請書を記入する際は黒のボールペンを使用してください。なお、消せるボールペンは不可とします。

○申請書に押印する印鑑は、認印でかまいません。ただし、ゴム印やスタンプ式印鑑はさけてください。

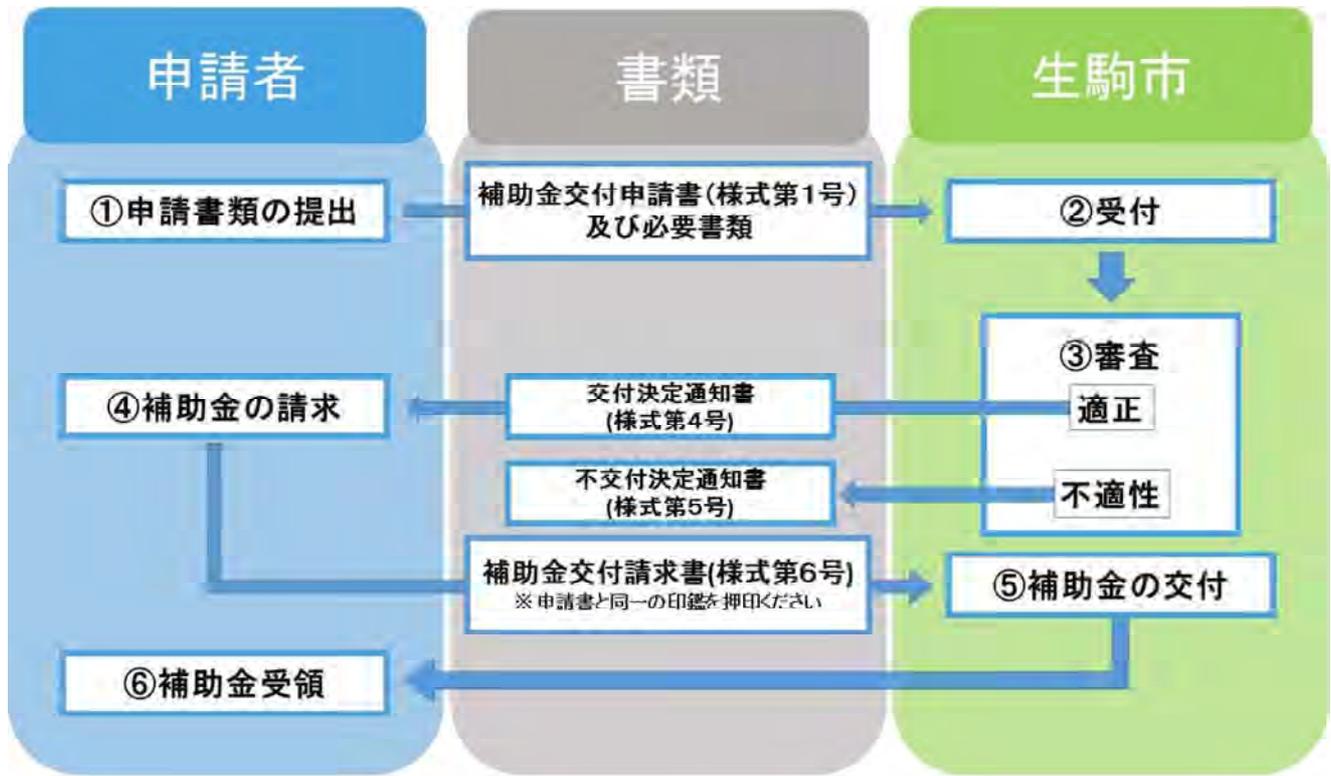
○申請書、宣誓書、請求書の印鑑は全て同一の印鑑を押印してください。

○記入誤りがあった場合は、訂正箇所^二に二重線を引いた上で、申請書と同一の印鑑で訂正印を押印してください。修正液等の使用は不可とします。

○交付決定後、各種アンケート等へご協力をいただきます。

○生駒市ホームページでも様式などのダウンロードが可能です。（ホームページアドレス<http://www.city.ikonan.lg.jp/>）

【申請から補助金を受領するまでの流れ】



生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与するため、創エネ・省エネシステムを住宅等において活用する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月15日生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となるシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次の各号に掲げるシステムとし、別表第1に掲げる補助条件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (3) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）
- (4) 家庭用リチウムイオン蓄電システム
- (5) V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者とならない。

- (1) 市税を滞納している者（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている者を含む。）
- (2) 申請を行おうとする補助対象システムについて、同一の世帯にある者が、過去において補助金の交付を受けている者
- (3) 申請を行おうとする補助対象システムについて、生駒市から他の補助金の交付を受けている者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象システムの種類に応じ、それぞれ別表第1の補助金額の欄に掲げる金額とする。

(交付申請の受付期間等)

第5条 補助金の交付申請の受付期間は、各年度5月15日から翌年3月31日（当該日がそれぞれ閉庁日に当たる場合はその前開庁日）までとする。

2 補助金の交付申請の受付は、先着順に行うものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第3に掲げる添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、直接持参の方法によるものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(事務の代行)

第7条 交付申請者は、補助金の交付に係る事務手続を第三者に代行させることができるものとする。

(交付又は不交付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定した場合は、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付と決定した場合は、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付申請者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の請求書の提出があった場合は、30日以内に補助金を交付するものとする。

（管理）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象システムをその法定耐用年数の期間中、適正に管理し、使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年間のうちに次の各号のいずれかに該当するときは、財産損傷・処分届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象システムが損傷又は滅失したとき。

（2） 補助対象システムを処分しようとするとき。

（協力）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

（1） 環境家計簿の取組を通じた環境行動の推進

（2） 各種アンケート及び調査への回答

（3） 本市及び本市が関与する団体等が実施し、又は実施を予定する環境・エネルギーに関する事業に係る情報の受領

（4） 本市及び本市が関与する団体等の地球温暖化防止に関する取組への参加

（5） その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定するもののほか、住宅用エネルギー管理システムに係る補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

（1） 補助対象システムの使用に伴い計測・蓄積したエネルギー等に関

する実績データや使用状況等についての調査への回答

- (2) 機器製造事業者等がクラウドサービス上に蓄積した自らのエネルギー使用に関する実績データを本市に提供することについての同意

(確認及び検査)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象システムの使用状況、帳簿、書類その他の必要な事項について確認し、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
(3) 第9条の規定に基づく補助金の請求を市長が定める日までに行わないとき。
(4) 前2条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第4条関係）

補助対象システムの補助条件及び補助金額

	補助対象システム	補助条件	補助金額
(1)	太陽光発電システム	<p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ 補助対象システムを住宅の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りで連系し、かつ太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値が2kW以上10kW未満であること。</p>	<p>太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値（kW表示とし、小数点以下2桁目を切捨て）に20,000円を乗じて得た額（上限100,000円）</p>
(2)	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が交付する補助金（以下「国補助金」という。）の補助対象システムとして指定されている機器であること。</p>	<p>1件当たり 50,000円</p>
(3)	住宅用エネルギー	<p>ア 未使用品であること。</p>	<p>設置に要する</p>

	<p>管理システム（HEMS）</p>	<p>イ ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>ウ HEMSを設置した住宅の電力使用量を計測、蓄積し、専用モニター等により表示できる等の「見える化」が実現できるものであること。</p> <p>エ 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備（以下「蓄エネルギー設備」という。）を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>オ 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量、充電量等の情報を取得又は計測できるものであること。</p> <p>カ 電力使用量に関する情報に基づき、電力使用量の削減を促</p>	<p>費用の額（千円未満切捨て。上限10,000円）</p>
--	---------------------	--	--------------------------------

		<p>す情報提供（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）を行うことができるものであること。</p>	
(4)	<p>家庭用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人環境共創イニシアチブが行う「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の補助対象機器として認められたもの又は同等以上の機能を有すると市長が認めるもの。</p> <p>エ 蓄電容量が1.0kWh以上であること。</p>	<p>蓄電容量（kWh表示で小数点以下2桁目を切捨て）に、10,000円を乗じて得た額（上限60,000円）</p>
(5)	<p>V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム</p>	<p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う次世代自動車充電インフラ整備促進事</p>	<p>1件当たり 50,000円</p>

NO.3 自然エネルギー活用補助金・共同住宅共用部LED化補助金

		業において補助対象となる充電設備として登録されているもの又は同等以上の機能を有すると市長が認めるもの。	
--	--	---	--

別表第2（第3条関係）

補助事業者

	補助対象システム	交付対象者
(1)	太陽光発電システム	<p>申請をしようとする年度の前年度の3月1日以降に電力会社と電力受給契約を行う者で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 太陽光発電システムを生駒市内の自ら所有し又は居住する住宅（店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。以下「住宅」という。）に設置した者</p> <p>イ 建売住宅供給者等から生駒市内にある太陽光発電システム付住宅を購入し、発電した電力を自らの住戸の部分で使用する者</p> <p>ウ 生駒市内の分譲共同住宅に太陽光発電システムを設置し、発電された電力を共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者</p> <p>エ 生駒市内の自ら所有する上記アからウ以外の建築物等に太陽光発電システムを設置した者（行政機関若しくは行政機関が設置する法人等を除く。）</p>
(2)	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>生駒市内に住民登録があり、補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（住民登録地と同一であること。）に設置し、かつ、国補助金の額の確定通知を申請をしようとする年度の前年度の3月1日以降に受けている者で、次のいずれかに該当</p>

		<p>するものとする。</p> <p>ア 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者</p> <p>イ 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者</p>
(3)	住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	<p>生駒市内に住民登録があり、かつ、補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（住民登録地と同一であること。）に申請をしようとする年度の</p>
(4)	家庭用リチウムイオン蓄電システム	<p>4月1日以降に設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。</p>
(5)	V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム	<p>ア 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者</p> <p>イ 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者</p>

別表第3（第6条関係）

申請書の添付図書

	補助対象システム	添付図書
(1)	全補助対象システム共通	<p>ア 宣誓書（様式第2号）。ただし、次の者にあつては、それぞれに掲げる図書を添付すること。</p> <p>(ア) 別表第2(1)ウに当たる者 管理組合の規約及び役員名簿並びに代表者の住民票の写し（3ヶ月以内のもの）</p> <p>(イ) 別表第2(1)エに当たる者で生駒市外の個人 当該宣誓書及び住民票の写し（3ヶ月以内のもの。）</p> <p>(ウ) 別表第2(1)エに当たる者で法人 当該宣誓書及び法人の登記事項証明書の写し</p> <p>イ 補助対象システムの設置に係る工事請負契約書（補助対象システムが設置された新築住宅を購入した場合は、売買契約書）の写し。ただし、当該契約書に補助対象システムの設置に関する事項が明示されていない場合は、見積書その他当該契約に補助対象システムが含まれることが確認できる図書を添付すること。</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p>
(2)	太陽光発電システム	<p>ア 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し</p> <p>イ 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真</p>

		<p>ウ 電力会社との電力受給契約に関する書類の写し（<u>第5条第1項に規定する受付期間内に添付できない場合には、再生可能エネルギー発電事業計画についての国の認定通知書の写し、余剰電力販売用電力量計のカラー写真及び電力会社の電力系統への発電設備の連携が完了していることの申立書（様式第8号）</u>）</p> <p>エ 竣工検査の試験記録書（様式第3号）及び出力試験の値が読み取れるカラー写真</p>
(3)	家庭用燃料電池システム	<p>ア 国補助金の額確定通知書及び取得財産等管理台帳の写し（<u>第5条第1項に規定する受付期間内に添付できない場合には、国補助金の補助事業完了報告書（兼取得財産等明細書）の写し（全3枚）及び対象機器の設置場所における設置後の状態を示すカラー写真（機器全体が写ったもの及び型式に関する表示が読めるもの）</u>）</p>
(4)	住宅用エネルギー管理システム	<p>ア 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し</p>
(5)	家庭用リチウムイオン蓄電システム	<p>イ 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真</p>
(6)	V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム	<p>ウ 補助対象システムであることが分かる資料</p>

令和2年度 生駒市共同住宅共用部LED化補助金

申請の手引き

LED照明及びグリーン購入法「環境物品等の調達に関する基本方針」の12-1 照明器具、12-2 ランプのそれぞれの判断基準を満たす高効率照明（以下「LED照明等」という。）の普及を促進し、電力使用量の削減及び地球温暖化防止を図るため、次の要領で設置費用の一部を補助します。

**事業実施前の申請が必要です。
事業着手後の申請は対象になりませんのでご注意ください。**

【問合せ・提出先】

生駒市役所 地域活力創生部 SDGs推進課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号 電話 0743-74-1111（内線379）

受付期間

**令和2年5月15日（金）から令和3年2月26日（金）
（午前8時30分から午後5時15分まで）**

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（令和2年12月29日～令和3年1月3日）は閉庁のため除きます。

※受付期間内であっても、補助金の交付額が予算の範囲を超えた場合、その日をもって受付を終了します。

補助対象事業

補助金の対象事業は、次の条件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 補助対象者が、共同住宅※の共用部分（これに相当するものとして市が認める部分を含む。）に設置された従来型蛍光灯等を未使用のLED照明等に変更すること。
- (2) 令和3年3月31日(水)までにLED照明等の設置報告書の提出が完了すること。
- (3) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が、1万円以上であること。

※共同住宅とは、いわゆるマンション、アパート、長屋のことをいいます。

補助金の交付対象者

「補助対象事業」の要件を満たし、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 共同住宅への設置者
市内の自ら所有する共同住宅（店舗商業施設を兼ねた共同住宅を含む。）に補助金の交付対象となるLED照明等を設置する者
- (2) 分譲共同住宅（共用部分での使用）への設置者
市内の分譲共同住宅に交付対象となるLED照明等を設置する分譲共同住宅の管理組合の代表者

※他機関の補助制度との併用は可能ですが、対象システムを設置するにあたり、生駒市からの他の補助金の交付を受けられている方は、補助の対象にはなりません。

※（(1)のみ）市税を滞納されている方（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている方を含む）は、補助の対象にはなりません。

補助金の額

補助対象経費の5分の1に相当する額（当該金額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。

※ただし、200戸以上の共同住宅は50万円、200戸未満の共同住宅は25万円を上限とします。

※他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、補助金交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額します。

申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宣誓書（様式第2号） ※申請者が法人でない管理組合の場合は不要。
- (3) 申請に係る不動産登記事項証明書
- (4) 交付申請者が個人で市外に居住している場合は、住民票
- (5) 交付申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行のもの。）
- (6) 交付申請者が法人でない管理組合の場合は、管理規約(全頁)の写し
- (7) 機器設置に要する経費の内訳が記載された見積書の写し
- (8) 設置予定機器の形状、規格等が分かる資料
- (9) 設置予定箇所の位置図
- (10) 設置工事着手前の現況カラー写真
- (11) 交付申請者が管理組合の場合は、補助対象事業の実施に係る議決書又はこれに代わるものの写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

手続きの流れ

1 申請書類の提出

申請に必要な書類を揃えて、生駒市役所2階SDGs推進課(22番窓口)へ直接お申し込みください。郵送による受付はいたしません。

※事務手続きに関して、第三者の代行が可能です。

2 審査

書類を審査し、補助金交付の可否を決定します。

3 交付決定又は不交付決定の通知

- (1) 補助金の交付を決定し額を確定したときは、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知します。
- (2) 交付しない旨を決定したときは、生駒市共同住宅共用部LED化補助金不交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知します。

4 完了報告書の提出

交付申請者は、設置を完了したときは、設置完了の日又は補助対象経費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日から起算して30日以内に共同住宅共用部LED化完了報告書（第7号様式）に次の書類を添えて提出してください。ただし、令和3年3月31日（水）を提出期限とします。

※郵送による受付はいたしません。

- (1) 設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 設置に係る契約書の写し
- (3) 設置後完成カラー写真 ※設置した全ての箇所の写真が必要です。
- (4) その他市長が必要と認める書類

5 補助金の額の決定

完了報告書の内容を審査した上で補助金の額を決定し、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付申請者に通知します。

6 補助金交付請求書の提出

交付申請者は、補助金交付額確定の通知を受けたときは、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付請求書（様式第9号）を市長が定める日までにSDGs推進課へ提出してください。（郵送可）

※請求書に記入する振込先の口座は、申請者ご本人の口座を記入してください。

7 補助金の交付

補助金の交付は、補助金交付請求書が提出されてから30日以内に、補助金交付請求書に記載されている指定口座に補助金を振り込みます。

※郵送で請求書を提出した場合は、SDGs推進課に到着した日から起算して30日以内の振り込みとします。

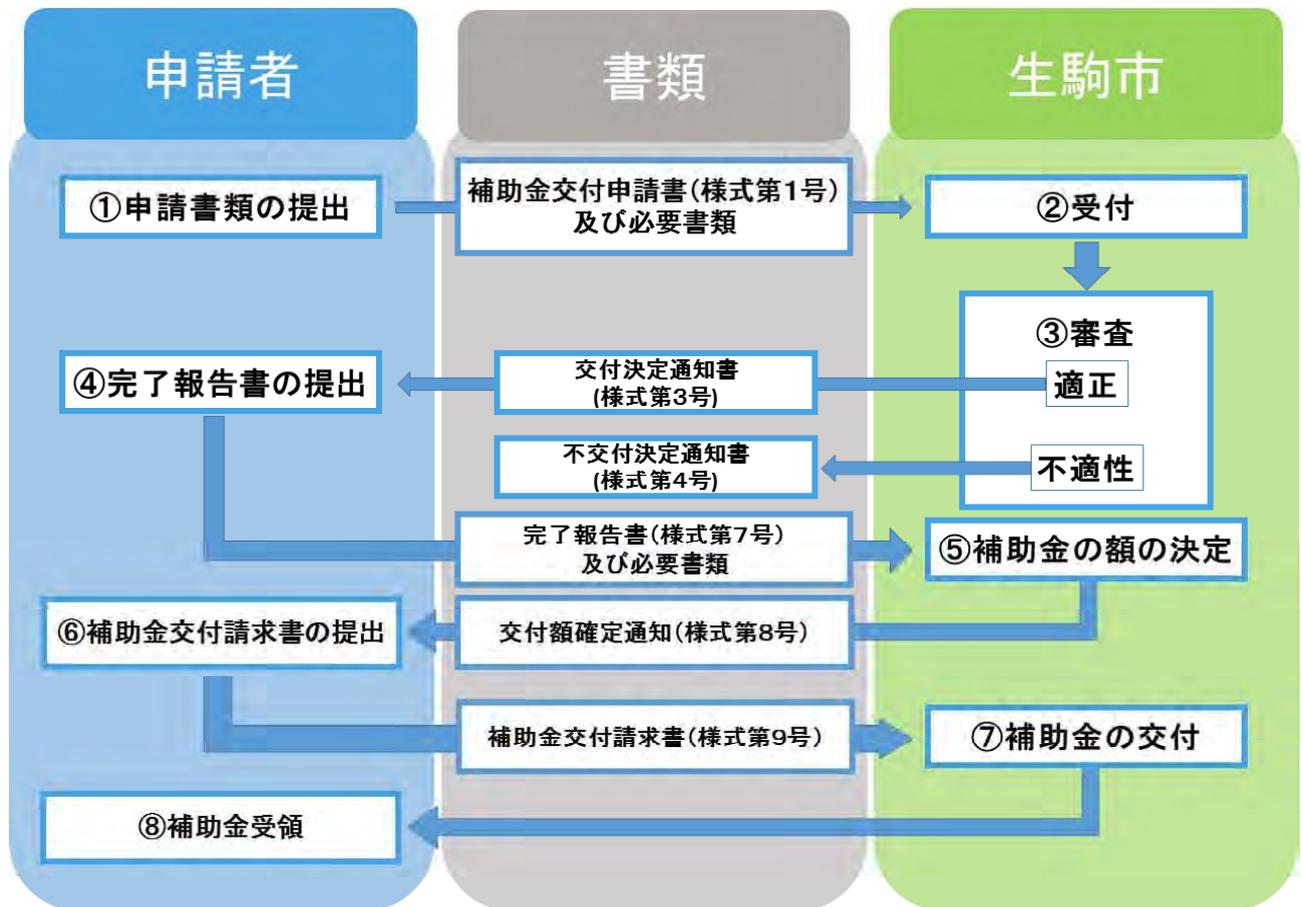
8 補助金受領

指定の口座に入金があるか確認してください。

※様式などのダウンロードは生駒市ホームページでも可能です。

（ホームページアドレス <http://www.city.ikonai.lg.jp/>）

【申請から補助金を受領するまでの流れ】



生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、LED照明及びグリーン購入法「環境物品等の調達」の推進に関する基本方針」の12-1照明器具、12-2ランプのそれぞれの判断基準を満たす高効率照明（以下「LED照明等」という。）の普及を促進し、もって電力使用量の削減及び地球温暖化防止に寄与するとともに市民に対する省エネルギー等の環境意識の向上を図るため、市内の共同住宅（店舗商業施設を兼ねた共同住宅を含む。以下「共同住宅」という。）にLED照明等を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月15日生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助事業者が、共同住宅の共用部分（これに相当するものとして市が認める部分を含む。）に設置された従来型蛍光灯等を未使用のLED照明等に変更すること。
- (2) 第9条第2項の規定による補助金交付決定の通知がされた日が属する年度の末日までに第11条に規定する完了報告書を提出すること。
- (3) 補助事業の経費が、1万円以上であること。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、補助事業の実施において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生駒市内の自ら所有する共同住宅にLED照明等を設置する者

(2) 生駒市内の分譲共同住宅にLED照明等を設置する分譲共同住宅の管理組合の代表者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者とならない。

(1) 市税を滞納している者（前項第1号の場合に限る。）（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている者を含む。）

(2) 補助事業について、生駒市から他の補助金の交付を受けている者（補助事業の経費）

第4条 補助事業の経費は、LED照明等に係る機器本体及び部材購入費並びに設置に係る費用の合計とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の額は、補助事業の経費の5分の1に相当する額（当該金額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、200戸以上の共同住宅は50万円、200戸未満の共同住宅は25万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、補助金交付額の合計金額が、補助事業の経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。

3 補助金の交付は、1の共同住宅につき、1会計年度1回を限度とする。

（申請書の受付期間等）

第6条 補助金の交付申請の受付期間は、各年度5月15日から翌年2月末日（当該日がそれぞれ閉庁日に当たる場合はその前開庁日）までとする。

2 補助金の交付申請の受付は、先着順に行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)

は、設置工事に着手する前に生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付申請書(様式第1号)及び次の各号に掲げる添付図書を市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書(様式第2号)(申請者が法人でない管理組合の場合は不要。)
- (2) 申請に係る不動産登記事項証明書
- (3) 交付申請者が個人で市外に居住している場合は、住民票
- (4) 交付申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの。)
- (5) 交付申請者が法人でない管理組合の場合は、管理規約の写し
- (6) 機器設置に要する経費の内訳が記載された見積書の写し
- (7) 設置予定機器の形状、規格等が分かる資料
- (8) 設置予定箇所の位置図
- (9) 設置工事着手前の現況カラー写真
- (10) 交付申請者が管理組合の場合は、補助事業の実施に係る議決書又はこれに代わるものの写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、直接持参の方法によるものとする。

(事務の代行)

第8条 交付申請者は、補助金の交付に係る事務手続を第三者に代行させることができるものとする。

(交付又は不交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付と決定した場合は、生駒市共同住宅共用部LED化補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、事前に生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請金額を増額することはできない。

2 市長は、前項の補助金交付変更申請があったときは、その変更内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付変更承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知する。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、設置を完了したときは、設置完了の日又は補助事業の経費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日から起算して30日以内に生駒市共同住宅共用部LED化完了報告書(様式第7号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、提出期限は当該年度の末日までとする。

- (1) 設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 設置に係る契約書の写し
- (3) 設置後完成カラー写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定者に対し、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付額確定通知書(様式第8号)により通知する。

(補助金の請求)

第13条 交付申請者は、前条の規定による通知を受けた場合は、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があった場合は、30日以内に補助金を交付するものとする。

(管理)

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該設置機器をその法定耐用年数の期間中、適正に管理しなければならない。

(協力)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 市及び本市が関与する団体等の地球温暖化防止に関する取組への参加

(2) その他市長が必要と認める事項

(確認及び検査)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、当該設置機器の使用状況、帳簿、書類その他の必要な事項について確認し、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。

(3) 第13条の規定に基づく補助金の請求を市長が定める日までに行わないとき。

(4) 前2条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以降もなおその効力を有する。

お知らせ版

イコマニア

イベント・講座

スポーツ

自主学習

健康

福祉

子育て・教育

環境・エコ

お知らせ

イコマニア



市民の皆さんが協働で行うイベントを「イコマニア」に認定。地元「いこま」をに
かわるのめあてを「いこま」にしよう。

アジサイの隠れスポット
長弓寺を歩く

▼とき・ところ 6月23日(火)

13時30分富雄駅出発(受付は東口で13時から)、16時40分頃学研北生駒駅解散

▼内容 富雄駅から長弓寺まで

寺社仏閣を拝観しながら富雄川沿いを歩きます。ハイキングの後には、紫陽花を楽しめるスポットの長弓寺をみんなで訪れます(約5km)。

▼定員 30人(抽選制)

▼費用 無料

▼申込み・問合せ 6月4日(木)(必着)までに、はがきかメールに参加者全員の住所・氏名・当日連絡のとれる電話番号・年齢を書いて、生駒市観光協会事務局「アジサイ長弓寺ハイキング」係(〒630-0102 88、商工観光課内、内線3228) ikoma-kankou@city.ikoma.nara.jp

講座は週末！1年間、ミラーレス一眼カメラの貸出！

いこまち宣伝部6期生募集

素敵なお店、大好きなお店、ほっとする風景…。生駒の魅力、市公式FacebookとInstagram「グッドサイクルいこま」で発信する「いこまち宣伝部」の6期生を募集します。6期生の活動はオリンパス(株)が協賛。生駒の魅力を見つけて発信したい皆さんの応募をお待ちしています(日程を変更する可能性があります)。

いっしょに楽しむ
友だちができる！

カメラも
上達！



Lesson 01
グループワーク
生駒の魅力
を共有しよう
7/11(土)
10:00~12:00

Lesson 02
文章講座
自分のまちを
好きになる
7/25(土)
13:30~15:30

Lesson 03
写真講座①②
簡単
フォトレッスン
8/8(土)・22(土)
各10:00~12:00

Lesson 04
グループワーク
投稿のルールを
みんなで確認
9/5(土)
10:00~12:00

10/1(土)
投稿開始!

取材した内容を
月に1・2回投稿
してもらいます。

【講師はプロのライターやフォトグラファーが担当】



文章家
甲斐みのりさん

旅、散歩、手みやげ、お菓子やパン、クラシックホテルや建築、雑貨などを主な題材に、書籍、雑誌、webなどに執筆。講演会活動も行い、自治体の観光案内冊子も多数手がける。著書は40冊以上。大阪芸術大学文芸学科卒業。

文章講座



写真家
斎藤巧一郎さん

広告写真を中心に、雑誌、新聞などで撮影に携わる。近年は熊本でギャラリーディレクターを務め、写真文化を広げようと、写真専門学校や写真セミナーの講師としても活躍中。1968年鹿児島県生まれ。日本大学芸術学部写真学科卒業。

写真講座

対象 Facebookのアカウントを持ち、市内に住むか市内へ通勤・通学している18~49歳

定員 10人程度(抽選制、託児あり)

費用 受講無料(文章講座、写真講座②は別途飲食代が必要)

ところ 市役所他(文章講座、写真講座②は市内飲食店で実習を行う予定)

その他 活動に対する謝礼はありません。

申込み・問合せ 6月12日(金)(必着)までに、専用フォームかメールに、住所、氏名・ふりがな、年齢、電話番号、メールアドレス、FacebookかInstagramのアカウント名、募集を知ったきっかけ、託児(2歳~就学前の幼児、定員10人)の有無を書いて、広報広聴課(内線225、kouhouka@city.ikoma.lg.jp)

協力 オリンパス(株)(講座やカメラ貸出の協力)



▲申し込みはこちら

暮らし広がる、7日間。

Styling week

スタイリング・ウィーク

ここ数か月でリモートワークは格段に進み、地域がより身近になり、私たちの生き方や働き方はますます多様になりました。日々の生活そのもの、そして生駒に暮らす自分の可能性を見つめなおす機会なのかもしれません。

もっと心地よく、もっと自分らしい暮らしを見つける7日間。ぜひ、気になる講座に参加してください。

人とまちに出会う
ローカルフォトの力10/24(土)
10:00~16:00

- ▶対象 生駒の魅力を写真で伝えたい人
- ▶ところ コミュニティセンター
- ▶内容 カメラをコミュニケーションツールと捉え、まちを歩き、暮らす人を撮ることで地域の未来を変える「ローカルフォト」のお話を写真家のMOTOKOさんから聞きます。その後はグループに分かれて、まち歩き撮影会。何気ない風景や地元のお店を楽しみ、人に出会い、地域の魅力を再発見してください。
- ▶必要品 一眼レフカメラやスマートフォンなどカメラ
- ▶定員 20人(抽選制)
- ▶費用 無料(食事・電車代は、別途実費)
- ▶問合せ 広報広聴課
(☎74-1111、内線225)

生きるように働く
~これからの暮らし方~10/14(水)
10:30~13:30

- ▶対象 これからの働き方や暮らしを改めて考えたい人
- ▶ところ Kinachick no Mori (門前町)
- ▶内容 「働くことと暮らすこと」「自分にとっての「働くこと」とは?」。自分がやりたいことを見つけて、仕事も暮らしも自分の一部になっていく。そんな「生きるように働く」を唱えるナカムラケンタさんに、これからの働き方・暮らし方のヒントを聞きます。コーディネーターは(株)新閃力しんせんりょくの尾崎えり子さんです。
- ▶定員 20人(抽選制)
- ▶費用 1,600円(食事代。託児あり、一人100円、要申込)
- ▶問合せ 男女共同参画プラザ(☎0743-75-0237)

Presenter
MOTOKOさん

写真家。UAや森山直太郎、福山雅治などミュージシャンのCDジャケット写真や雑誌、広告など、幅広いメディアで活躍。ローカルフォトの活動にも精力的に取り組み、「小豆島カメラ」や「長浜ローカルフォトアカデミー」などを実践。

Presenter
ナカムラケンタさん

生きるように働く人の求人サイト「日本仕事百貨」代表。いろんな生き方・働き方に出会うことのできる場所「リトルトーキョー」の運営も手がける。著書「生きるように働く」(ミシマ社、右写真)。



ゼロから学ぶ 大人の農業体験

10/25(日)
9:00~12:00

- ▶**対象** 家庭菜園や農業に興味がある人
- ▶**ところ** いちごの縁F (高山町)
- ▶**内容** 市内で奈良のブランドいちご「古都華」を作る、「いちごの縁F」の藤原大輔さん。藤原さんの農園で、各種作物の収穫や植え付けをする農業体験の他、いちごハウスの見学や生駒・奈良県の農業の話も聞きます。
- ▶**必要品** 汚れてもいい服装、長靴
- ▶**定員** 10人(抽選制)
- ▶**費用** 1,000円(軽食代)
- ▶**問合せ** 農林課(☎74-1111、内線336)



☎ オンライン講座

住まい手と設計者が語る 住みながらのリノベーション

10/16(金)
19:00~20:30

- ▶**対象** 生駒での住まい方・暮らし方やリノベーションに興味がある人
- ▶**内容** 北向きの斜面地にある、広い庭とコンパクトな住居をリノベーションして暮らす甲斐さんと、設計者の伊阪さんのトークセッション。中古物件購入の決め手やDIY・リノベーションのポイント、未完成の住まいでの暮らし・気持ちの変化を話します。
- ▶**費用** 無料
- ▶**問合せ** 都市計画課住宅政策室(☎74-1111、内線564)



時間も手間もかからない 整理収納のコツ

10/30(金)
10:30~13:30

- ▶**対象** 収納に興味がある人、収納を含む家事代行を仕事にしたい人
- ▶**ところ** カフェスタviviana (小明町)
- ▶**内容** 家事代行マッチングサービス「タスカジ」の整理収納専門タスカジさん(ハウスキーパー)の梨果さんが「モノ選びと整理の秘訣」を明かします。家事を仕事にしたい人と家事を頼みたい人への説明もあります。
- ▶**定員** 15人(抽選制)
- ▶**費用** 1,500円(食事代。託児あり、一人100円、要申込)
- ▶**問合せ** 男女共同参画プラザ(☎75-0237)



生活から見つけた 起業のヒント

10/21(水)
10:00~12:00

- ▶**対象** 起業を考えている人
- ▶**ところ** 生駒山麓公園
- ▶**内容** 市内でアロマセラピーサロン・スクール「Neroli」を経営する西田奈々さんから興味や好きなことを起点とした事業の起こし方や、子育て中の働き方を学びます。アロマ入浴剤も作ります。
- ▶**定員** 10人(抽選制。子ども連れの参加も可)
- ▶**費用** 700円(材料代。市外の方は900円。子ども連れは別途100円必要)
- ▶**問合せ** 商工観光課(☎74-1111、内線326)



「はじめたくなかった」あなたは、 今すぐ申し込み

- ▶**申込み** 9月30日(水)までに専用の申込フォームに必要事項を書いて、スタイリングウィーク事務局(男女共同参画プラザ内)——「子育てをシェアしよう」だけ専用フォームを本文に記載しています。
- ▶**注意** 各講座の様子は写真・動画に記録し、市の広報に使用される場合があります。



▲各講座の詳細や申込みはこちら

☎ オンライン講座

子育てをシェアしよう

10/23(金)
10:00~12:00

- ▶**対象** 生駒を頼り合えるまちにしたい人、生駒で何かをはじめたい人
- ▶**内容** 集い、つながり、シェアする。地域の頼り合いコミュニティをデザインする(株)AsMamaが、頼り合えるまちづくりを紹介。新しいかがやきや生きがい、やりがい、子育て環境の変化が、きっと見つかります。
- ▶**申込み・問合せ** 専用フォームでAsMamaイベント予約



▲申込みはこちら

デザイン力向上支援業務仕様書

1 業務名

デザイン力向上支援業務

2 事業実施の背景

(1) まちづくりの方針

本市第6次総合計画では、まちづくりの基本的な考え方の一つとして「多様な主体との協創によるまちづくり」を定め、市民・NPO・事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政が有機的に連携することで、緩やかなネットワークを形成しながら、互いが共有できる価値や解決策を創造するまちづくりを進めている。

また、まちを取り巻く今後20年間の将来を展望すれば、人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、経済のグローバル化、地球環境の深刻化、ICTの進展など大きな社会経済環境の変化と、それに伴う住民の価値観の多様化が見込まれる。これまでの「大都市に通勤・通学する暮らし」、いわゆるベッドタウン型のライフスタイルに対応するだけのまちではこの変化に対応できず、人口減少を加速させ、地域活力の低下を招くことになりかねない。

このため、行政サービスを提供するにあたって前提としてきた対象者や条件等の想定の見直し、新たに増えつつある、趣味やボランティア、副業などから形成される緩やかなつながりを市民生活の質の向上や地域課題の解決へ活用すること、市内の様々な場所で目的に応じた活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークの形成など、様々な視点から施策の転換を図ることが求められている。

(2) これまでの取組と課題

参画と協働の事業数^{※①}は平成26年度の187件から平成30年度の273件に、生駒市を推奨する人の割合は平成27年度の50.3%から平成30年度の58.7%に上昇する（出典：市民満足度調査）など、取組の効果は一定数表れているといえる。また、「日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし」「生駒で住み、働く暮らし」など多様な生き方やライフスタイルに対応したまちへシフトする「脱ベッドタウン」を進めるための施策の一つとして、地域に想いを寄せる人たちの意思や活動を「生駒らしい魅力」として編集・発信し、共感→参画→推奨のサイクルをまわしながら、都市イメージの発展と都市ブランド形成に取り組んでいる。

昨年度、職員の情報発信力強化のため「PR&コラボ相談室」（グラフィックデザイナーやコミュニティデザイナーといった専門家によるPRと協働に関する相談会）を実施したところ、事業を担当する課の「情報を必要な人に届けたい」「多様な主体に参加してほしい」という課題を解決するには、単に広報の手法だけではなく、事業内容そのものを改善する必要があることがわかった。つまり、「協創のまちづくり」「脱ベッドタウン」をかなえるには、既存の施策や事業の発信手法（狭義のデザイン）の改善にとどまらず、利用者目線に立ち、多様な主体との関係性をつくる「デザイン」、参加しやすい「デザイン」、分野横断的に施策展開できる「デザイン」等の広義のデザインの知識^{※②}を活かした事業立案が求められる。

※①参画と協働の事業数…市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわる「参画」と、市民と市または市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で相互に補完し協力する「協働」の事業数

※②デザインの知識…国においても、従来型の画一的なサービス設計のあり方では多様なニーズに対応できないことから、2018年3月に内閣官房が「サービス設計12箇条」に基づくサービスデザイン思考の要素（意義、手法、事例等）を取りまとめた「サービスデザイン実践ガイドブック(β版)」を公開したことをはじめ、「サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進」が施策として掲げられており、行政にもデザイン手法やデザイン思考の知識や実践が必要とされている。

3 目的

今年度は「脱ベッドタウン」と「協創」を基本理念とする市制50周年記念事業も控えており、人と人・人やモノをつなげる事業を創出することで、協創のまちづくりをさらに加速させる必要がある。

これを実現するために、自分たち自身で地域の問題を解決する仕組みづくりや場づくりを支援した経験、協創を軸にした事業構想を実践した経験や専門知識がある者から支援を受け、市職員一人ひとりが今までとは違った新しい視点で、将来都市像の実現にむけた事業立案・改善ができるようになることを目的とする。

なお、多様な主体とのタッチポイントである各種媒体の質を高めるため、狭義のデザインである「ビジュアルデザイン」に関する知識も学び、全庁的なデザイン力の強化を図る。

4 業務内容

上記に記載する目的の達成に向け、以下(1)～(3)の業務を行うこと（なお、以下の事業の周知に関する費用は含まないこととする）。また、詳細はプロポーザルの提案内容等に基づき、委託契約時に市と事業者双方の協議により確定する。業務内容に留意したうえで、事業趣旨に基づいたよりよい提案をすること。

(1) 職員向け勉強会の企画・運営

将来都市像の実現に向けた取組を推進するための事業立案や事業改善に必要な知識やポイントを、デザイン視点を持った専門家や有識者から学ぶ職員勉強会を開催する。講義形式の研修にとどまらず、各課の課題や事業を話し合う時間をつくることで、部門を超えた連携や協力が生まれるきっかけづくりを行う。

◇参加者

市職員（毎回20～30人程度が参加）

◇時間

各回1つのテーマを設定、2時間程度

◇回数

契約期間中に3～4回程度

◇運営・進行

受託者において運営・進行をすること

(2) 協創や広報等に関する事業相談会の企画・運営

各事業担当者から寄せられる協創を実現する事業立案や広報の相談に、専門知識や技術を活かした効果的なアドバイスを行うことで、効果的かつ特色のある事業を生み出し、ターゲットに伝える支援を行う。事業構想や実施段階への助言、デザイン・ライティングなどの支援にかかる相談体制を設けること。

◇体制

相談内容に応じて、協創や地域デザインに関する知識を持った2名以上を配置すること。

◇相談件数

契約期間中に20件程度(1件の相談時間は約1時間)

※実際に相談を受けた事業のうち、特に協創や脱ベッドタウンにつながると考えられる事業は、伴走型で継続的に相談に応じること。その場合は、相談回数を件数の代わりにカウントするものとする。

◇時間

市役所開庁時間

◇形式

市役所会議室での開催でも、ビデオ会議などオンライン形式でも可能

◇運営・進行

広報広聴課が各担当課からヒアリングした相談事業の概要や課題などを把握し、課題や悩みを解決できるよう相談会を円滑に進めること。

(3) 自由提案

その他、本市の協創によるまちづくりに有効な事業について、独創性や専門性を発揮した提案を行うこと。

5 業務期間

契約締結日～令和3年2月26日

6 成果物

- (1) 4 業務内容(1)の勉強会の内容がわかる資料を、講座終了後14日以内に広報広聴課にデータで提出すること。なお、研修結果の参加者アンケートは市で実施する。
- (2) 4 業務内容(2)の相談会で対応した各事業の相談結果(アドバイスや支援内容など)を、広報広聴課にデータで提出すること(締め切りは翌月10日まで)。
- (3) 自由提案に関する報告書

7 支払方法

委託業務終了後、委託業者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等及び生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）に則り、適切に管理すること。
- (2) 業務の履行に当たっては生駒市環境マネジメントシステムに準じて、環境行動を推進するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、生駒市と十分な打ち合わせをすること。また、本業務に疑義が生じた場合は、速やかに生駒市と協議すること。
- (4) 本業務において作成した成果品等は生駒市に帰属するものとする。本業務受託者は生駒市の許可なく使用してはならない。



good cycle ikoma MOVIE Vol.2

生駒市公式チャンネル・1531 回視聴・9 か月前

自分のために踏み出した一歩が、まちや人とつながって、ちがう誰かの一歩になる。生駒で生まれたグッドサイクルの物語。あなたもこの...



good cycle ikoma OPENING MOVIE

生駒市公式チャンネル・1810 回視聴・1 年前

自分のために踏み出した一歩が、まちや人とつながって、ちがう誰かの一歩になる。生駒で生まれたグッドサイクルの物語。あなたもこの...

いこまとりっぷとは？

いこまとりっぷは、生駒で人と人がつながるお出かけツアー。

お話を聞いたり、ごはんを食べたりしながら、新しい出会いを楽しみましょう。

まちの魅力を知り尽くした市民PRチーム「いこまち宣伝部」が、何度も打ち合わせを重ね、企画しました。

生駒を訪れたことのない人も、生駒で暮らす人も。いっしょに心地よい時間を過ごし、生駒を好きになってくださいね。



フツーじゃない！ 3つのポイント

市民PRチーム「いこまち宣伝部」が案内

お店の人や作り手とゆっくり話せる

このツアーだけの特別体験ができる



01

生駒に酔いしれる マリアージュ体感ツアー

11月27日(水) 10:00~15:00

場所：上田酒造/谷口ワイン店

費用：3,000円

[VIEW MORE](#)



02

聖天さんの贈り物 ノスタルジックな休日

12月8日(日) 12:00~17:30

場所：宝山寺/ナイヤピング/Bar Charleston

費用：2,750円

[VIEW MORE](#)



人気陶芸家と作る器で hyggeなひとときを

DAY1/2020年1月17日(金) 10:30~14:30

場所: 芸術会館美楽来

DAY2/2020年2月18日(火) 11:00~13:30

場所: hygge

費用: 8,600円

[VIEW MORE](#)

01 生駒に酔いしれる マリアージュ体感ツアー

2019.11.27 wed

生駒の名水と良質の国産米を用いたお酒造りを続け創業400年余の「上田酒造」の谷本昌也さん、お客さまと本物のワインの出会いを真剣に、丁寧にお手伝いする「谷口ワイン店」の谷口亜希子さん。いこまのまちで、「和」の酒造り、「洋」の酒との出会いをプロデュースする2人に会いにいきます。日本酒造り体験や試飲会も実施。このまちならではの体験で、生駒に酔いしれてくださいね。

会える人



上田酒造
谷本 昌也さん



谷口ワイン店
谷口 亜希子さん

募集要項

日時 11月27日(水) 10:00~15:00

場所 上田酒造/谷口ワイン店

こんな人に来てほしい 「おしゃべりとお酒は人生に欠かせない」と思っている人、生駒の魅力に浸りたい人

定員 6人
参加費 3,000円

Time Schedule

- 10:00 生駒駅集合
- 10:30 上田酒造で日本酒造り体験と日本酒の試飲
- 12:30 移動
- 12:50 谷口ワイン店でオードブルを囲みながらワインを楽しみます
- 15:00 生駒駅解散

※移動はマイクロバスを使用します



私たちが案内します！

いこまち宣伝部4期生のメンバーです。



ジュンコ



ゆきの



ゆうこ

お申し込みはこちら

11/13（水）までに応募ください。
申し込み多数の場合は抽選になります。

02 聖天さんの贈り物 ノスタルジックな休日

2019.12.8 sun

「生駒の聖天さん」として知られる宝山寺の執事長・東條哲圓さんと「Bar Charleston」を営む興津拓司さんに会いにいきます。宝山寺の仏像や般若窟のお話、生駒のまちの移り変わりを伺ったり、自然菜食のランチや本格的なカクテルショーを楽しんだり。“聖天さん”が見まもってきた生駒の今・昔を味わうノスタルジックな休日のひとときを一緒に過ごしてみませんか。

会える人



宝山寺
東條 哲圓さん



Bar Charleston
興津 拓司さん

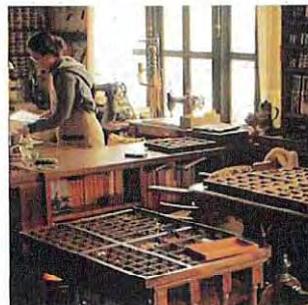
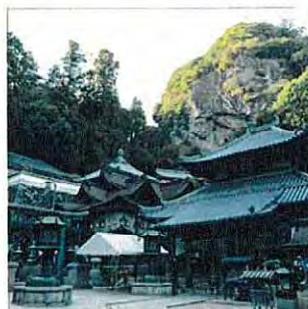
募集要項

日時	12月8日（日）12:00～17:30
場所	宝山寺/ナイヤビンギ/Bar Charleston
こんな人に来てほしい	ちょっと大人な生駒を体験したい人、ディープな生駒を味わってみたい人
定員	10人
参加費	2,750円

Time Schedule

- 12:00 生駒駅集合
- 12:15 ナイヤビンギでランチ・周辺の参道散策
- 14:30 宝山寺参拝とお話
- 16:00 Bar Charlestonでカクテルとマスターのお話を楽しみます
- 17:30 解散

※生駒駅 - 宝山寺参道の移動は往復マイクロバスを使用します



私たちが案内します！

いこまち宣伝部3・4期生のメンバーです。



まっこ



ゆきえ



がっきー

お申し込みはこちら

11/21（木）までに応募ください。
申し込み多数の場合は抽選になります。

03 人気陶芸家と作る器で hyggeなひとときを

2020.1.17 fri | 2020.2.18 tue

年に3度の個展は長蛇の列ができ、いつも完売する人気陶芸家の高島大樹さん。生駒の自宅に併設された工房で、日々作陶に励んでおられます。高島さんの代表作といえば輪花皿。ツアーオリジナルの輪花皿とマグカップを作ります。後日焼きあがった器で「アサカシ」を楽しむ何とも贅沢なツアー。フレンドリーな高島さんとの会話も楽しんでくださいね。

会える人



高島 大樹さん

募集要項

日時	DAY1/2020年1月17日（金） 10:30～14:30 DAY2/2020年2月18日（火） 11:00～13:30
場所	DAY1/芸術会館美楽来(生駒市西松ヶ丘2-20) DAY2/hygge（生駒市西松ヶ丘7-1）

こんな人に 来てほしい	高島さんとお話ししてみたい人、2日間とも参加し、ご自身のインスタグラムでツアーの様子を魅力的に発信できる人
定員	10人
参加費	8,600円
持ち物など	DAY1/手拭き用フェイスタオル、エプロン、飲み物、カメラやカメラ付携帯電話 DAY2/カメラやカメラ付携帯電話、作品を持ち帰る手提げ袋
作陶する器	ツアーオリジナル輪花皿・マグカップ各1点

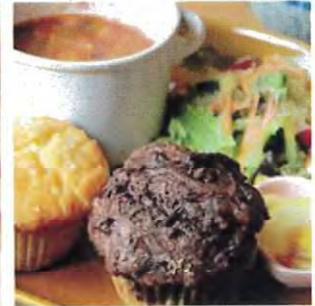
Time Schedule DAY1

- 10:30 開場 (受付10:15)
- 10:45 マグカップ作り
- 12:35 軽食
- 13:10 輪花皿作り
- 14:30 終了



Time Schedule DAY2

- 11:00 開場、作品引き渡し(受付10:45)
- 11:30 ランチ、高島さんトークタイム
- 12:30 撮影会
- 13:30 集合写真、クロージング



私たちが案内します！

いこまち宣伝部4期生のメンバーです。



あゆみ



ヨーコ



ゆみ

お申し込みはこちら

12/12 (木) までに応募ください。

申し込み多数の場合は抽選になります。

生駒を知りたい方はこちら
good cycle ikoma

Share on Twitter

Share on Facebook

問合せ

生駒市 いこまの魅力創造課
(TEL 0743-74-1111 内線733)

© IKOMA CITY

基本計画

	■ 5年後のまち	■ 現状と課題	■ 行政の5年間の主な取組
都市ブランド形成	① 主体的に地域に参画し、地域を語る人が増え、生活を豊かにするモノ・コトが生まれる機運が醸成されることで、生駒らしい魅力が形成され、都市ブランド化が進んでいる。	<p>人口減少・少子高齢化が進む中において、地域活力をいかに維持していくかは本市にとって大きな課題となっています。</p> <p>地域活力を維持するため、これまでのように宅地開発や交通アクセス・自然環境・行政サービスの充実をPRする転入促進策により人口減少を抑制するだけでは不十分です。今後はシビックプライド※1を高めながら、地域に参画したり、地域を推奨したりする市民一人ひとりの熱意や意欲を高めていくことが重要となります。</p> <p>これまで、事業ターゲットを未認知層・認知層・興味関心層・比較検討層・転入/定住者層・当事者/ファンの6層に分類し、戦略的な取組を進めた結果、新たな魅力づくりや既存事業では見られなかった市民層の参画を誘起しており、担い手の掘り起しや魅力づくりにも寄与してきました。</p> <p>今後も、庁内各課をはじめ市民や企業、団体、学校などの関係者とともに、地域に想いを寄せる人たちの意志や活動を他都市と差別化できる生駒らしい魅力として編集・発信し、「深い共感」「主体としての参画」「内外への推奨」へとつなげ、都市イメージを戦略的に発展させながら、「生駒に住みたい」「生駒にいつまでも住み続けたい」と選ばれるブランド力のあるまちになることが必要です。</p>	<p>① 1 地域課題の解決や、地域の魅力を創造する「まちの担い手」を増やすための場や仕組みをデザインします。(いこまの魅力創造課)</p> <p>① 2 地域で自分の夢や目標を実現しようとする人や、新しい暮らし方をしている人を可視化し、人がつながり、交流を生むサポートをします。(いこまの魅力創造課)</p> <p>① 3 基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、生駒らしい魅力を形成し、差別化につながる戦略的な事業の支援や関係部門との連携を支援します。(いこまの魅力創造課)</p> <p>① 4 生駒らしいライフスタイルを市内外に発信・体感する場をつくることで、共感と推奨を広げ、都市イメージを形成します。(いこまの魅力創造課)</p>
公民連携	② 民間企業等のノウハウやアイデアを活用した公共サービスが提供されやすい仕組みが整っている。	<p>今後ますます多様化する公共サービスへのニーズに対応するには、民間企業等との協働による、より質の高い公共サービスの創出を目的とした公民連携を積極的に活用し、多様な主体の参画を図ることが重要となってきます。</p> <p>そこで、公民連携（PPP※2）活用のための基本方針や判断基準を統一し、これを庁内で効率的に推進するための枠組みをつくり、都市活力の創造につなげることが必要です。</p>	<p>② 1 公民連携窓口を設置するとともに、公民連携に向けた運用ルールを整備します。(いこまの魅力創造課)</p> <p>② 2 公民連携の庁内外への周知や連携促進に取り組みます。(いこまの魅力創造課)</p>

	■ 市民ができること	■ 事業者ができること
都市ブランド形成	① 地域に愛着・誇りを持ち、参画者としてまちの魅力を創造するとともに、推奨者としてまちの魅力を市内外に積極的に発信する。	① 事業経験、情報発信力、先進的なアイデアを活用し、参画者としてまちの魅力を創造するとともに、推奨者としてまちの魅力を市内外に積極的に発信する。
公民連携	② 新しい公共をつくる一翼を担う認識のもと、ニーズやアイデアを事業者や行政に伝える。	② 自らが持つ事業経験や経営ノウハウを活用し、地域課題の解決や、公共サービスの価値を高める事業アイデアで行政と連携する。

※1 シビックプライド：単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。

※2 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。

資料

■具体的な事業	■多様な主体との協創	■指標
<p>① 1 IKOMA SUN FESTAの実施（いこまの魅力創造課） 「いこまち宣伝部」等地域魅力の創造・発信者育成事業（いこまの魅力創造課） 庁内各課各事業・取組支援（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 2 地域交流促進事業（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 3 庁内各課各事業・取組支援（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 4 都市活力協創ポータルサイト「good cycle ikoma」の運営（いこまの魅力創造課） 転入促進事業（いこまの魅力創造課）</p>	<p>① 推奨意欲を増加させるため、市民自らが生駒の魅力を発信する場づくりを行います。（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 地域活力創造につながる自己実現の機会を増やすため、市民同士のネットワークづくりを行います。（いこまの魅力創造課）</p> <p>① 事業効果を高めるため、ターゲットに訴求力のある市内店舗・事業者と連携した事業を実施します。（いこまの魅力創造課）</p>	<p>① 推奨意欲を持つ人の割合（％）</p> <p>市民満足度調査における推奨度で「強く薦めたい」、「ある程度薦めたい」と回答する人の割合。暮らしまちとしてのイメージや評判を高めます。（いこまの魅力創造課）</p>
<p>② 1 公民連携に向けた基本方針・ガイドラインの策定（いこまの魅力創造課） 連携窓口・連携判断機能の設置・運用（いこまの魅力創造課）</p> <p>② 2 公民連携に向けたマーケティング（いこまの魅力創造課） 連携窓口周知のための広報（いこまの魅力創造課） 連携促進のためのイベント開催（いこまの魅力創造課） 公民連携の推進に必要なマインドや知識・技術習得のための事例研究と庁内人材の育成（いこまの魅力創造課） シェアリングエコノミー※3 事業者とテーマに応じた関係各課との連携（商工観光課）</p>	<p>② 民間企業等との Win-Win な連携を行うために、地域課題共有のイベント開催や公民連携手段の勉強会等、連携推進に取り組みます。（いこまの魅力創造課）</p> <p>② 規模の拡張による事業者参入障壁低減のため、同じ目的の自治体と、広域的な連携を推進します。（いこまの魅力創造課）</p>	<p>① 都市ブランド構築のための庁内事業連携・支援件数（件）</p> <p>まちづくりの担い手の増加や生駒らしさの形成に役立つ事業支援・連携件数（累計）。各課がビジョンを共有し、都市ブランド構築につなげます。（いこまの魅力創造課）</p> <p>② 連携窓口を通じた民間企業等からの相談・提案件数（件）</p> <p>地域課題の解決や地域魅力の創造に取り組む民間企業等からの相談・提案件数（累計）。積極的に対話し、庁内各課と実現に向けて検討・調整します。（いこまの魅力創造課）</p>

■関連する主な取組		
都市ブランド形成	411 住宅環境	<p>【多様な住まい方の実現】</p> <p>① 6 地域の特長を生かしたライフスタイルの実現を後押しするイベント・ワークショップ等を通じて、多様な住まい方・暮らし方への受容と理解を図ります。（住宅政策室・都市計画課）</p>
	614 職員・行政組織	<p>【インターナルコミュニケーション※4の活性化】</p> <p>③ 2 各部課間をまたがる行政課題や緊急に対応すべき行政課題に対応するため、プロジェクトチームの設置等の調整機能を充実します。（秘書企画課）</p>
公民連携	611 行政経営	<p>【公民連携を活用した課題解決】</p> <p>② 5 民間企業等の持つノウハウを導入することで、公共施設等の整備・管理の財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。（財政経営課）</p>

※3 シェアリングエコノミー：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、マッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

※4 インターナルコミュニケーション：職場の連帯感と相互の信頼、ビジョンの浸透、組織活性化等を目的とした組織内コミュニケーションのこと。

第2部 第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略

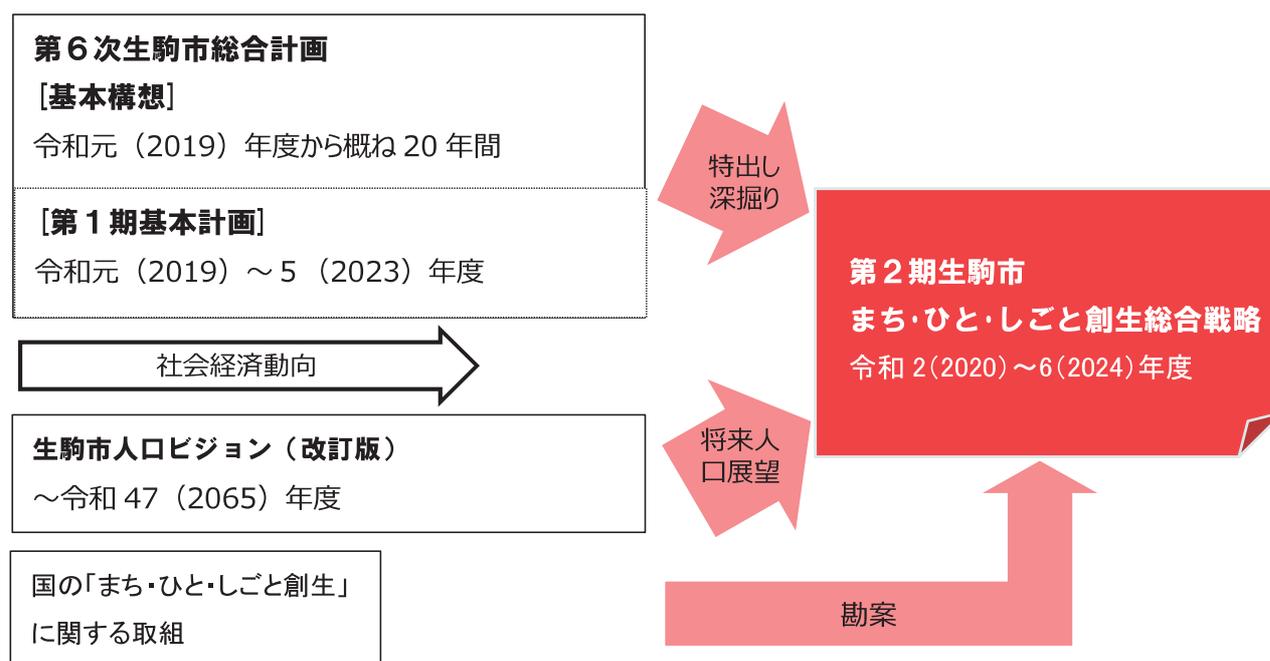
[令和2(2020)年度 ▶ 令和6(2024)年度]

第1章 基本的考え方

1. 計画の位置づけ

生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、国が定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略・長期ビジョン」及び「生駒市人口ビジョン〈改訂版〉」を勘案し、本市の「まち・ひと・しごと創生」に向けた目標や施策の基本的方向、施策をまとめたものです。

本市では、令和元（2019）年度から概ね20年間を計画期間とする第6次生駒市総合計画により、まちづくりの基本的な考え方や目指す将来都市像、計画期間内における施策を基本構想の中で体系的に示しています。第2期総合戦略は、第6次生駒市総合計画が掲げるまちづくりの基本的な考え方や将来像などの市としての普遍的な方向性や、第6次生駒市総合計画第1期基本計画に位置付けられた施策との整合にも留意しつつ、本市を取り巻く社会経済動向や、人口動向に係る主要課題を捉え、施策を講じるターゲットを明確にしながら、今後急速に進行する人口減少を和らげ、将来にわたって活力あるまちを維持していくための具体的な取組を定めるものです。



2. 計画期間

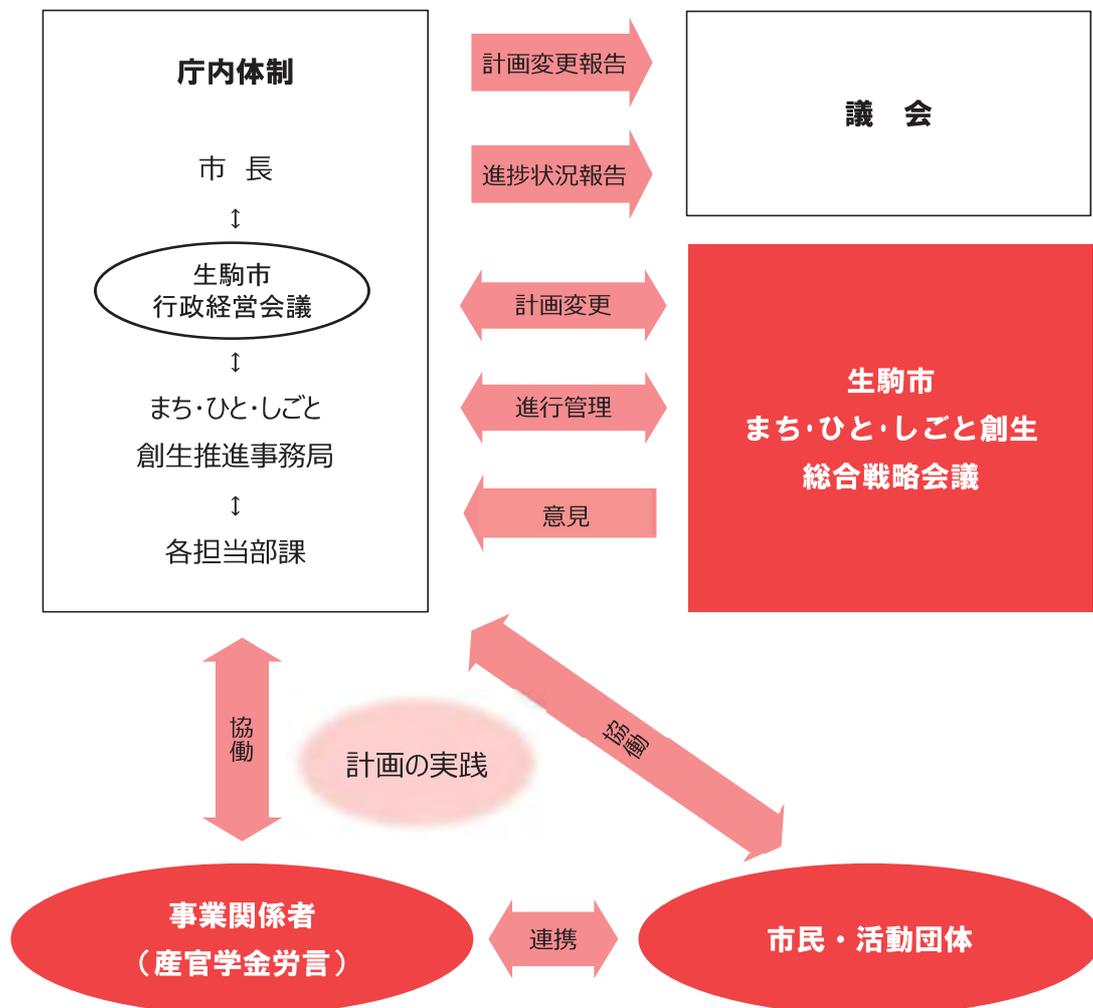
第2期総合戦略の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

3. 推進体制

第2期総合戦略を策定するため、人口動向や就労に関する分析や第1期総合戦略の進行管理を行うとともに、各種団体・事業者等における有識者によって構成する「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を開催し、意見交換を行いました。

総合戦略は、計画期間内において確実な成果を達成するため、状況変化に応じて柔軟に事業内容を見直し、関係する全ての主体がそれぞれの役割を發揮しながら取組を進めていく必要があります。

そこで、行政の執行部門と地域の事業関係主体とが、協働によりPDCA サイクルを実践することが可能となるよう、各担当部課が進捗状況を「生駒市行政経営会議」に報告し、「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」の意見を得ながら、「生駒市行政経営会議」において、計画の進捗状況を検証し、柔軟に事業の見直しや追加等の計画変更を実施していくものとします。



第2章 人口ビジョンと今後の取組の方向性

1. 人口ビジョン

(1) 人口動向

生駒市はこれまで、自然増、社会増と両方が増加することで大きく人口が増加してきました。

自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は死亡数が増加傾向にあるのに対し、出生数は減少傾向にあり、現在は死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況となっています。合計特殊出生率は微増傾向となっていますが、2015年で1.34（翌年1月1日現在の住民基本台帳をもとに市で独自に算出）と、奈良県の1.38を下回っています。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の意向調査によると「未婚者の希望子ども数」は2.02人、「既婚者の理想子ども数」は2.32人となっており、合計特殊出生率の数を上回っています。また、結婚に関する意識調査によると、結婚に必要な状況として、「経済的に余裕ができること」が42.4%と最も大きくなっており、さらに、理想の子ども数を持たない要因として意識調査によると「経済的な負担が大きいから」が59.6%と最も大きくなっており、次いで「育児と仕事との両立が出来ないから」が19.2%、「年齢的な理由で難しい」が17.3%となっています。こうした状況は、結婚や出産に対する社会的な経済措置に対する不安が解消できていないことや、女性の高学歴化に伴う晩婚化・晩産化が進んでいることが背景になっていると考えられます。

一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転入が減少傾向で、転出は横ばい傾向にあり、現在は転出が転入を上回る「社会減」の状況となっています。転入では、30歳代とその子どもに当たる世代の5歳未満が転入超過となっており、転出では20歳代が転出超過となっています。これは、大学進学や就職によって若者が転出する一方で、生駒市の住宅環境や通勤等の利便性を求めて子育て世帯が転入していることによるものと考えられます。

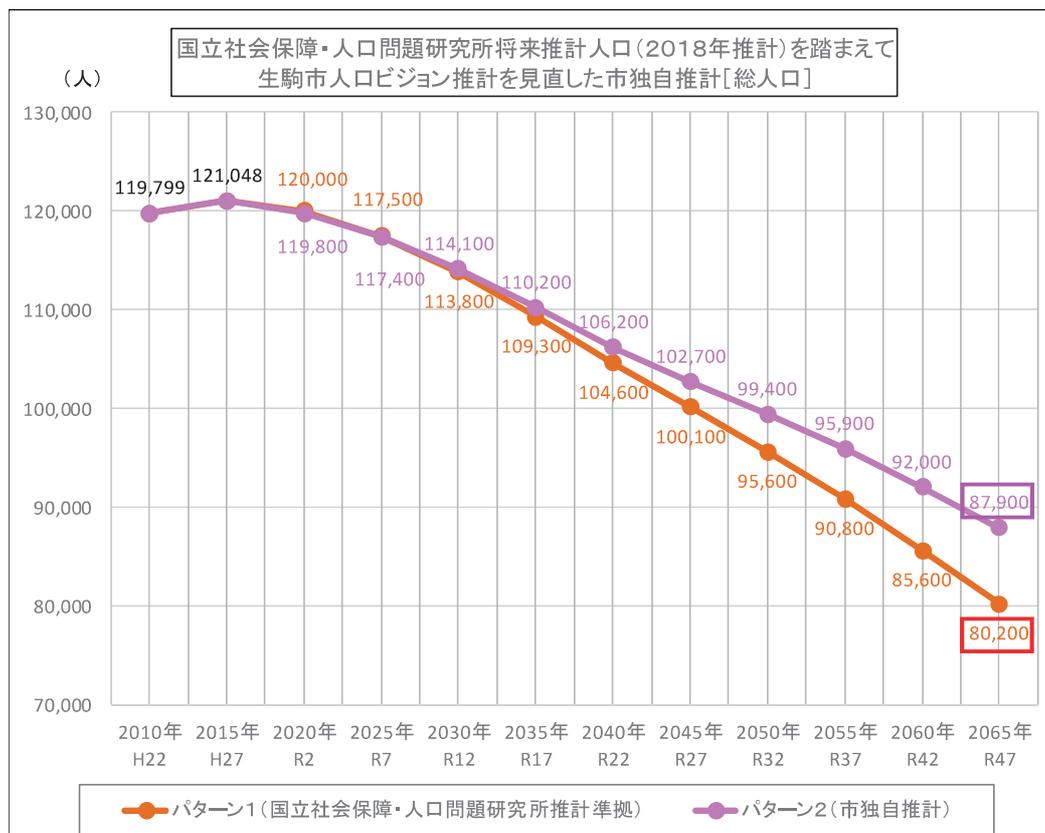
(2) 将来推計人口

社人研による出生率と移動率を用いた推計では長期的には将来人口は減少し、2065年には8万人程度となる見通しとなっています。そこで、市の社会動態の特性や直近の年齢別人口、国の長期ビジョンの推計を踏まえた出生率を用いて独自に仮定値を設定し、本市の将来人口がどのように変化するかを独自に推計しました。

その結果、本市の特性である30歳代後半、40歳代前半の流入傾向が継続しつつ、出生率が上昇すると仮定すると、人口は2065年には9万人弱程度を維持できる見通しとなっています。また、自然増減と社会増減が人口に与える影響度を把握するため、比較シミュレーションを行ったところ、社会増減の影響度に比べて自然増減の影響度が高いことが判明しました。そこで、市独自推計の条件として、出生率を国の長期ビジョンでの想定と同様に上昇させると想定し、「出生率を5年で0.1上昇させ、2055年に2.06に到達する（2060年には人口置換水準2.07）」という仮定にて推計を行いました。

(3) 人口の将来展望

独自推計による将来推計人口では、2020年以降本格的に人口減少が進み、その後も一貫して減少を続けるものの、2065年においても9万人弱程度（約87,900人）を維持する見通しとなります。



<仮定>

パターン	合計特殊出生率	移動率	内容
パターン1	2020～2045年は社人研の値とし、その後は同水準で推移すると仮定	2010～2015年に観察された本市の移動傾向が2045年まで継続し、その後同水準で推移すると仮定	社人研の推計準拠
パターン2	人口動態・保健所市町村別統計の数値 2015年 1.26 (2008年～2012年)を基に、国の長期ビジョンの上昇率に準拠し、5年で出生率0.1上昇し、2055年に2.06まで上昇すると仮定 (2060年に2.07)	基本的にはパターン1と同様とするものの、30歳代後半、40歳代前半については、本市の特性である流入傾向が継続すると仮定	市独自推計

図 パターン別の推計人口

2. 課題と今後の取組の方向性

(1) 人口動向から導き出される課題

本市における出生率の低迷は、人口減少の抑制に向けて優先して取り組むべき課題です。意識調査の結果を踏まえると、理想の子ども数を持たない最大の要因は「経済的負担」となっており、25～44歳の働き盛り世代の経済的負担を緩和することが必要です。

また、30歳代の転入の鈍化や20歳代の就職に伴う転出の増加など、人口の社会移動が低迷してきていることが、もう一つの課題です。

(2) 第1期総合戦略の進捗状況を踏まえた課題

第1期総合戦略では、子育て層、特に女性をターゲットに取組を進めてきました。平成30年度まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理検証報告書においても、具体的施策のうち、8割以上が「予定通りの成果が得られた」という評価になっています。しかしながら、施策の効果が出生率の向上や、社会移動数の増加につながっていないことが課題となっています。人口減少対策は長期にわたる継続的な取組が必要であることから、中長期的な視点で第2期総合戦略においても引き続き取組を進めることが必要です。

(3) 取組の方向性

出生率の低迷に対しては、保育機能の強化や母子保健の充実、幼児教育・保育の無償化、医療費助成の継続等により、子育てにかかる負担を軽減し、子どもを産み、育てやすい環境を整備することが考えられます。

加えて、市内産業の活性化を図りつつ、テレワークや在宅勤務などワーク・ライフ・バランス^{※1}を考慮した多様な働き方を推進することで、子育て層の女性をはじめ働き盛り世代の市内就労の拡大を図るとともに、自らの優れた知識や技能を發揮して、市内で自ら起業できるような環境を整備し、職住近接による就労支援を図ることにより、経済力の向上につなげることが考えられます。

これら両面から子育て世帯を中心に働き盛り世代を経済的に支援し、不安を解消していくことで、子育て世帯が理想の子ども数を実現できる環境が整い、出生率の向上につながると見込まれます。

社会移動の低迷に対しては、市外にまちの魅力を効果的に発信し、都市ブランドの形成と交流人口の拡大を図るとともに、流入人口が増える仕組みを構築するため、子育て・教育施策を中心とした行政施策の充実による転入促進策に加え、今後は住宅都市においても変化するライフスタイルにあわせた、多様な住まい方・暮らし方の推進により、まちの魅力発信をはじめUIターンを促す取組を進め、主に大阪や京都などに居住する働き盛り世代が移り住みたいと思う魅力的なまちづくりを進めることが考えられます。

また、企業誘致や市内での起業促進により職住近接を実現し、職を求めて市外へ転出する20歳代の若年層の転出抑制につなげることが考えられます。加えて、子どもの頃からまちへの愛着やシビックプライド^{※2}の醸成を図ることで、成長とともに市外へ転出した子ども達（若者）の将来的なUターンの可能性を高めるとともに、働き盛り世代を中心に幅広い世代にも同様にそれらの醸成を図ることで定住促進につなげることが考えられます。

転入増加と定住促進の両面から施策を展開していくことで、社会移動の均衡を維持していくことが期待できます。上記の方向で取組を進め、出生率の向上と社会移動の均衡の維持を図ることにより、人口減少の抑制の実現を目指します。

※1 ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)との調和が取れている状態を指す。

※2 シビックプライド:単なる郷土愛ではなく、地域の課題を認識し、自分自身が関わって地域を良くしていくという当事者意識に基づく自負心であり、「市民参加」「住民主体のまちづくり」の土台となる住民の意識のこと。

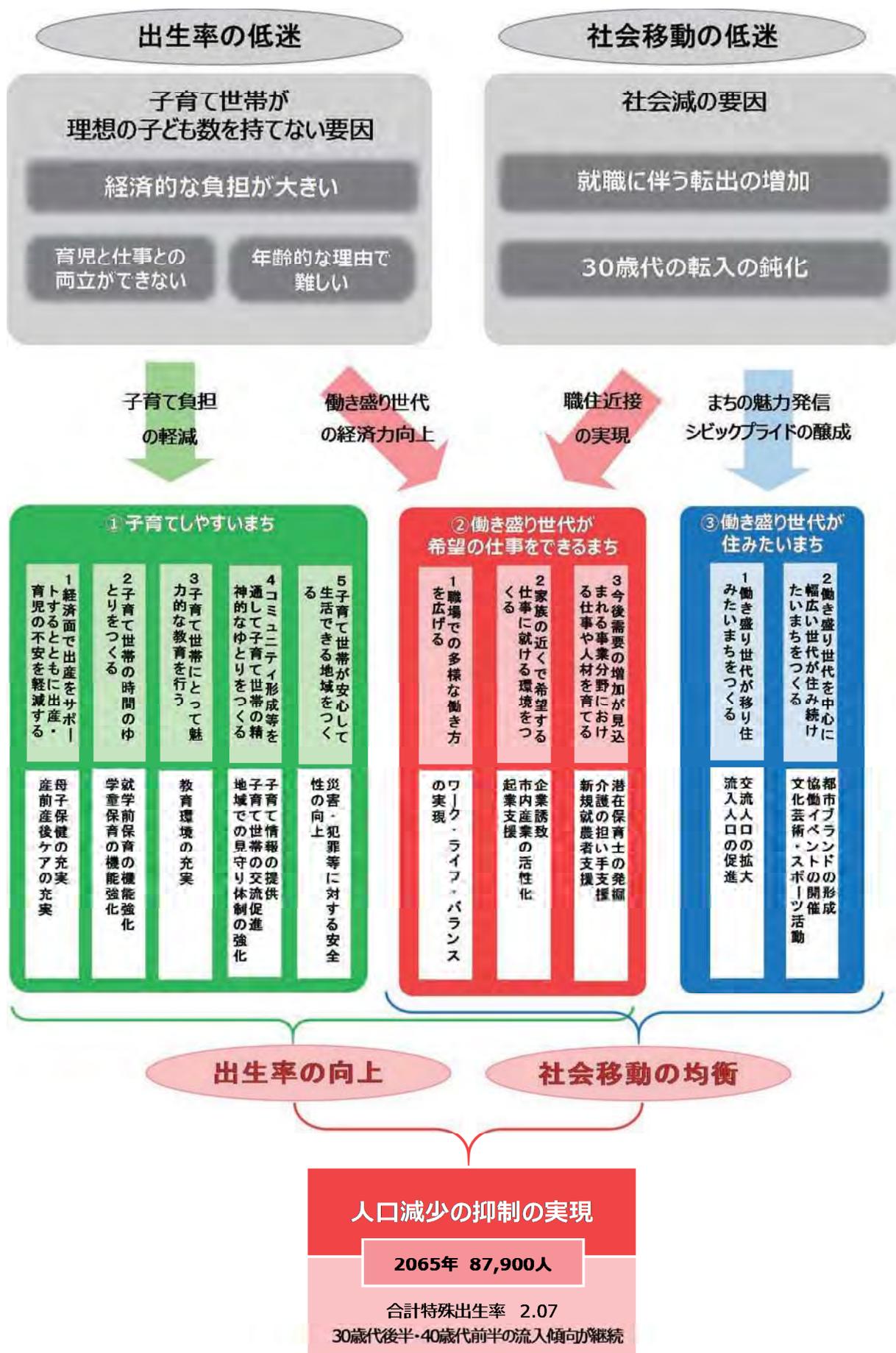


図 課題と今後の取組の方向性

第3章 基本目標

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策構成及び本市の人口展望に見る取組の方向性を踏まえつつ、出生率向上施策と25～44歳の働き盛り世代の社会増につながる施策への取組が人口減少を和らげる上で効果的であること、また、本市の市民は優れた知識や技能を持った人が多く居住しているながらも、特に子育て層の女性については就業率が低く、その高いポテンシャルを活かしきれていないこと等から、本市の総合戦略では、子育て世帯を主なターゲットとしつつ、働き盛り世代に焦点をあて、以下の3つの「基本目標」に示す目指すまちの姿を展望して、具体的な取組を着実に進めていきます。

基本目標1 子育てしやすいまち

目指す姿	▶ 多様な保育サービスの利用やコミュニティでの支え合いの中で、子育て世帯が不安なく希望の子ども数を持ち、ゆとりを持って生活（子育て）している。
数値目標	①合計特殊出生率
	②子育て世帯の住みやすさの満足度

基本目標2 働き盛り世代が希望の仕事ができるまち

目指す姿	▶ ワーク・ライフ・バランス ^{※1} に関する取組が進み、働き盛り世代が多様な働き方を選択しているとともに、仕事を自ら起業するなど家族の近くで希望の仕事ができている。
数値目標	①市内従業者数
	②法人設立届出数

基本目標3 働き盛り世代が住みたいまち

目指す姿	▶ 多様な住まい方・暮らし方の推進により、働き盛り世代にとって魅力的なまちとして認知され、都市ブランドの形成と交流人口が拡大しているとともに、その魅力に惹かれて市外から働き盛り世代が新たに市に流入してきている。また、市内においても働き盛り世代を中心にシビックプライド ^{※2} が醸成され、定住促進が進んでいる。
数値目標	①働き盛り世代（25～34歳）の純移動数（転入-転出） 働き盛り世代（35～44歳）の純移動数（転入-転出）
	②働き盛り世代の定住意向

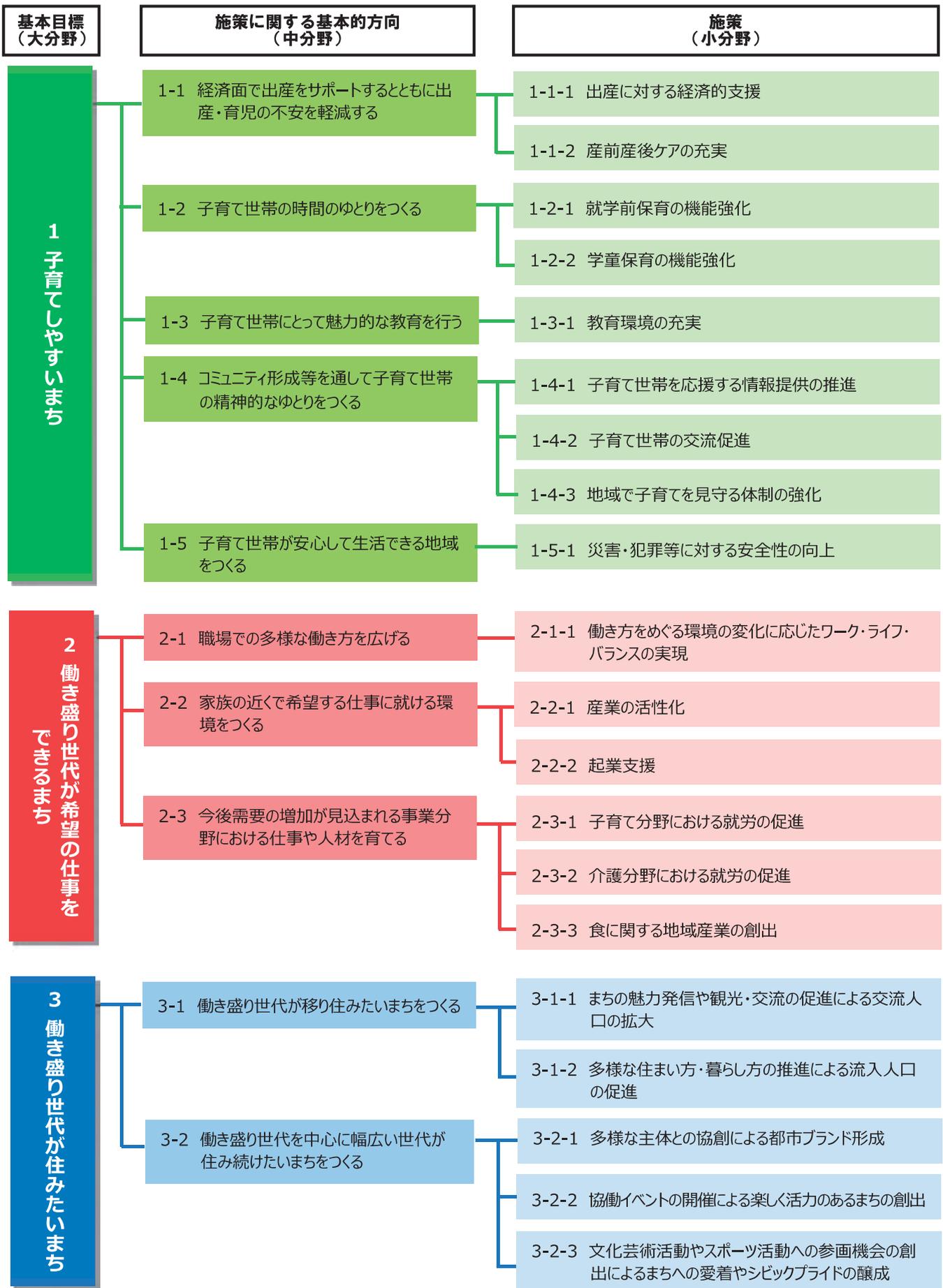
総合戦略で目指すまちの姿

『働き盛り世代が多様な働き方・暮らし方を選択でき、安心して2人目、3人目の子どもを産み、育てられるまち』

上記のとおり総合戦略では、子育て世帯を主なターゲットとし、子育てしやすいまちを目指すとともに、働き盛り世代に焦点をあて、希望のしごとができるまちや住みたいまちを目指しており、本市においては、計画期間中、『働き盛り世代が多様な働き方・暮らし方を選択でき、安心して2人目、3人目の子どもを産み、育てられるまち』の実現に向けて「まち・ひと・しごと創生」に取り組んでいきます。

※1 ワーク・ライフ・バランス：P61 脚注参照
 ※2 シビックプライド：P61 脚注参照

第4章 総合戦略の施策体系



小分野	3-1-1	まちの魅力発信や観光・交流の促進による 交流人口の拡大
-----	-------	--------------------------------

■ 現状と課題

本市への働き盛り世代の転入の多くは近畿圏、特に大阪府からの流入となっています。しかし、本市への居留意欲や「イメージがいい」と答える人の割合は高いとはいえません。

市外の働き盛り世代に、生駒の魅力を実効的に発信し、インバウンドを含めた観光・交流を促す継続的な取組を行うことが必要です。

■ 施策の方針

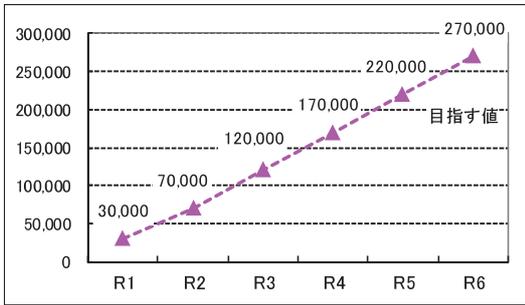
そのため、市外からの流入人口が増える仕組みを構築するため、子育て・教育施策を中心とした行政施策の充実による転入促進策に加え、今後は住宅都市においても変化するライフスタイルにあわせた、多様な住まい方・暮らし方の推進により、まちの魅力発信をはじめ UIJ ターンを促す取組を進め、働き盛り世代が移り住みたいと思うまちづくりを進めます。

また、交流人口の拡大を図るため、関係機関と連携して、地域の観光資源を国内外に効果的に発信し、観光や交流目的での市内への来訪者の増加を目指します。

■ 具体的な取組		■ 担当課	■ SDGs
①	<p>いこまの魅力創造事業</p>	<p>市のイメージを向上させ、市外に住む働き盛り世代からの興味関心を喚起するため、シティプロモーションサイト「good cycle ikoma」や市公式フェイスブックの運用、各種広告などにより、多様な暮らし方や多様な住まい方が可能なまちであることや市の魅力を市民協働で発信します。</p> <p>また、魅力体感イベント「IKOMA SUN FESTA」をはじめとした各種事業により、将来住民になる可能性のある方々に対して生駒暮らしの魅力を伝えます。</p>	<p>17</p> <p>パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 
②	<p>観光・交流の促進</p>	<p>観光関連事業者等と連携して、民間のノウハウや知識を活用しながら、観光客受け入れのために必要なサインの整備や観光客向け体験型コンテンツの企画を行うとともに、SNS 等を活用して国内外に観光情報を発信して魅力の PR 等に努めます。事業者等がこれらの活動を主体的に取り組むことができるよう支援することにより、市内を訪れる観光客数や交流人口の増加を目指します。</p>	<p>17</p> <p>パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 

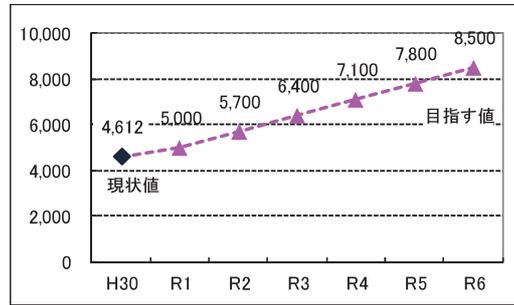
■ K P I (アウトプット指標) ■ K P I (アウトカム指標)

①-1 生駒の魅力に関する情報接触件数 (件)



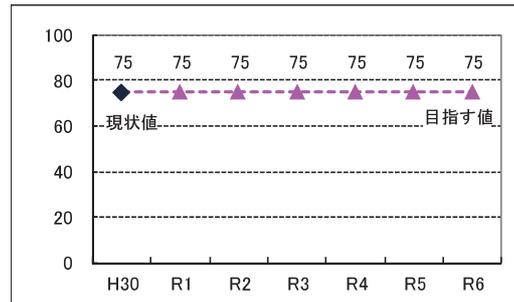
魅力体感イベント参加者数、ポータルサイトの閲覧数、フリーペーパーの配布数の合計。(累計)
情報の受け手を生駒市への関心度別に 5 段階(「未認知層」、「認知層」、「興味関心層」、「転入・定住層」、「ファン層」)に分け、それぞれの階層に最適な情報の接点を設けていきます。(広報広聴課)

①-A 市公式フェイスブックの「ページいいね」件数 (件)



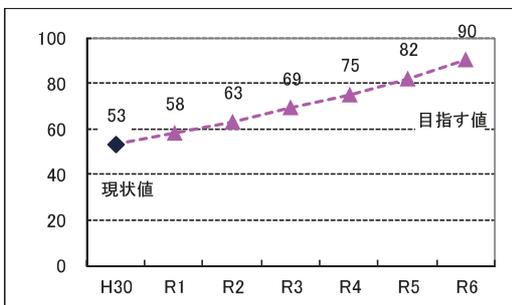
市公式フェイスブックの「ページいいね」年間件数。
市民 PR チーム「いこまち宣伝部」と連携して情報発信をする市公式フェイスブックページの「ページいいね」を増やし、まちの魅力の拡散をします。(広報広聴課)

①-B IKOMA SUN FESTA に来場して
生駒市の印象が良くなった人の割合 (%)



魅力体感イベント「IKOMA SUN FESTA」の来場者アンケートで「生駒に対する印象が良くなった」と回答した人の割合。
生駒市に対して良い印象も持つ人を増やし、都市イメージや評判を高めます。(商工観光課)

②-1 観光関連セミナー等参加者数 (人)



観光協会や市主催のセミナー、ワークショップ及び交流会の年間延べ参加者数。
観光関連事業者向けに、国内外観光客受入体制の整備促進や、PR 強化、事業者間連携の強化を目的としたセミナーやワークショップを開催します。(観光振興室)

②-A 観光地の来訪者数 (千人)



市内の主要な観光地の年間来訪者数。
国内外に観光情報を発信することにより、魅力の PR に努め、市内に訪れる観光客数の増加を目指します。(観光振興室)

小分野	3-2-1	多様な主体との協創による都市ブランド形成 (I)
-----	-------	-----------------------------

■ 現状と課題

市民が住み続けたいと思うまちになるためには、公的な仕組みや制度を整えるだけでなく、市民の暮らしが豊かになるような人間関係・協力関係を構築することが必要です。

■ 施策の方針

そのため、市民や事業者等が出会い、それぞれの思いや夢を共有・共感する場を創造することで、多様な主体との協働によるまちの魅力創出や魅力発信を進め、都市イメージを戦略的に発展させながら、市民から暮らし続けたいと思われるまちづくりを進めます。

■ 具体的な取組		■ 担当課	■ SDGs
①	<p>いこまの魅力創造事業</p>	<p>市民 PR チーム「いこまち宣伝部」やシティプロモーションサイト「good cycle ikoma」の運用、魅力体感イベント「IKOMA SUN FESTA」の実施をはじめ、庁内外の連携によって生駒の人・モノ・コトと出会い、このまちに暮らす喜びを感じられる場、多様な人と人の関係性が育まれる場をつくります。</p> <p>また、新しい暮らし方をする人や能動的にまちで活動する人の活動のサポートや、継続的な発信によって、一過性のプロモーションではなく、生駒らしい都市イメージを形成し、暮らし続けたいと思う人の増加を目指します。</p>	<p>広報広聴課 商工観光課 市民活動推進センター</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">   </div>
②	<p>地域特性に応じたまちづくり（ミライ会議）</p>	<p>暮らしを共にする人たちが、自ら住む地域の将来課題を知り、永く楽しく暮らすために必要な取組は何かを考え、実現を目指すためのきっかけの場（ミライ会議）をつくり、地域住民による地域主体のまちづくりを目指します。</p>	<p>都市計画課 住宅政策室</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">   </div>

IV 市民、事業者等との協働によるまちづくりの推進

2 協働の取組の推進

(3) 市民のまちづくりへの参画

取組内容		都市ブランド形成			
概要		第6次総合計画に記載された戦略的施策のうち、①多様な働き方の推進 ②多様な住まい方・暮らし方の推進、③多様なつながりによる交流や活動の推進につながる事業支援やステークホルダーとの連携により、生駒らしい魅力を創造・編集し、それを市内外に発信・体感する場をつくることで都市イメージを発展させる。			
課題		急速な少子高齢化が進む中、自治体も選ばれる都市になる必要がある。しかし、2018年に大阪府在住の子育て層（25歳～45歳、500人）を対象に実施したアンケートで、生駒市に住んでみたいと答えた人は2割にも満たず、居留意欲との相関関係がある都市イメージの良否を問う設問で「わからない」との回答が1/3を占め、都市ブランドが構築されているとはいえない状態である。 イメージの向上は各種施策の成果にも直結するため、住宅政策、商工観光、市民活動、福祉など、分野を横断する総合政策として長期的・戦略的に取り組む必要がある。			
取組により得られる効果		単に行政サービスの受益者としての市民ではなく、地域を推奨・参画する市民が増えることで、新しい活動や価値が次々と生まれる協創のまちづくりが進み、生駒を主体的・積極的に選んで住む人の増加が見込まれる。			
各年度の目標	指標名／現状値	①推奨意欲を持つ人の割合（市民満足度調査における推奨度で「強く薦めたい」「ある程度薦めたい」と回答する人の割合）／62.7%（平成29年） ②IKOMA SUN FESTAに来場し、生駒市に対する印象が良くなった人の割合／75%（平成30年） ③good cycle ikomaの閲覧総ページ数／数値なし（平成31年2月から運用のため）			
	数値目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	担当課
		①－ ②75% ③60,000頁	①63.0%※ ②75% ③70,000頁	①－ ②75% ③80,000頁	
各年度の取組		・IKOMA SUN FESTAの実施 ・good cycle ikomaの運用 ・地域魅力の創造・発信者育成事業	・IKOMA SUN FESTAの実施 ・good cycle ikomaの運用 ・地域魅力の創造・発信者育成事業	・IKOMA SUN FESTAの実施 ・good cycle ikomaの運用 ・地域魅力の創造・発信者育成事業	いこまの 魅力創造課
財政改善効果	歳入増加額	－	－	－	
	歳出削減額	－	－	－	

※市民満足度調査は隔年調査であるため、数値目標は令和2年度のみ記載